## 江戸時代出版 『庭訓往来』 注釈書にみる作者説

# 小木曽 千代子

#### はじめに

月 年 (一六三一) に出版された「庭訓往来註」を嚆矢とする。本書はその後、注釈の用字を片仮名から平仮名へと 変化させながら版を重ねた。版を重ねたそれらの書を吉井始子氏は、「寛永八年板系統」と称して、寛永八年以 代には『庭訓往来』の注釈書が数多く出版された。その中で現在のところ刊記の確認できるものとしては寛永八 降元禄十五年 (一七〇二) までの間に於いて、寛永十六年十月、寛永十九年十一月、慶安二年二月、承応四年二 かを辿ったものである。始めに江戸時代に出版された『庭訓往来』の注釈書について概説しておきたい。江戸時 小稿は、江戸時代に出版された『庭訓往来』の注釈書に於いて『庭訓往来』の作者説がどのように展開したの 明暦元年六月、同年十一月、万治元年八月 (以上片仮名抄)、万治二年四月、寛文八年五月 (以上平仮名抄) に

その他の往来物等 』 には論文に紹介された点数よりも更に多くが紹介されてある。 とは別の注釈書も編まれ、 頁、吉井氏文献同頁・注3文献一頁) があり、 けれども伊勢貞丈が補訂した安永三年 (一七七四) 六月の序文を付す『庭訓往来諸抄大成扶翼』 氏文献同頁)がある。 来諺解大成』とした文化十二年 (一八一五) 三月求板の四巻四冊本 (上掲吉井氏文献同頁) や合本一冊本 (上掲吉井 や宝永三年(一七〇六)九月出版の四巻四冊本(上掲石川氏文献同頁)があり、また、当初の題簽どおり『庭訓往 注2吉井氏文献二五頁)のほか、 系統」とは全く異なる点である。この『諺解大成』も版を重ね、当初の五巻五冊本 (注4図4石川謙氏文献七五頁) とが混在する割注の体裁は、既に慶安二年版 (図2) が採り入れ、注釈文を平仮名交じりとすることは万治二年 文である各状の文面と注釈とが混在する版面であり、傍訓は片仮名、注釈は平仮名交じり文である。文面と注釈 な段階に入る。『諺解大成』 七〇二) 五月に永井如瓶著『庭訓往来諺解大成』(以下『諺解大成』) が出版され、『庭訓往来』 出版されたものを確認され、 (図4)が採り入れているので、目新しい体裁ではない。『諺解大成』の独自性は、注釈内容が「寛永八年板 『庭訓往来』の注釈書は、寛永八年以来「寛永八年板系統」本が圧倒的に普及したが、元禄十五年 各状の文面をいくつかの段落に区切り、段落ごとに注釈を細字双行で記す。すなわち『庭訓往来』 『庭訓往来證注大成』 一巻一冊本がある (上掲石川氏文献同頁、上掲吉井氏文献二六頁)。 四巻本は五巻本の第一冊目「序」を除く。更に後人が書名を変えた嘉永四年(一八五一)五 出版された。寛政十二年 (一八〇〇) 七月出版の『庭訓往来捷註』、 Ιţ 更に出版年不明のものも複数確認された。また、『吉井始子寄贈図書目録 題簽を「庭訓往来諸抄大成」と変えた同年五月出版の四巻二冊本 (注3文献|七頁) 当初、序、巻之一春、巻之二夏、巻之三秋、巻之四冬の五巻五冊で出版され、 当時の『諺解大成』に対する関心の高さが窺える。 の注釈世界は新た 天保五年 (一八三 (上掲石川氏文献同 出版物ではない 庭訓往来・ の本

四) 十二月出版の 『庭訓往来具注鈔』 などは注目されている。 石川謙氏は、 各注釈書の特徴を踏まえ、 それらを

「註本系庭訓往来」と称して次のように分類された (上掲石川氏文献七一頁)。

庭訓往来註 第二類 庭訓往来抄

第三類

庭訓往来諺解大成

第一類

庭訓往来捷註 第五類 庭訓往来図抄

第一類とされた「庭訓往来註」は、今日で言う「真名抄」のことである。 石川氏は「室町期の註本」 類と

されて「庭訓往来註」を挙げられた。室町期の注釈本は他にもあるけれども氏が挙げられたのは本書のみである。

第二類の「庭訓往来抄」は今日で言うところの寛永八年刊『庭訓往来註』である。この系統のものを第二類とさ

れた。吉井氏の言う「寛永八年板系統」である。第三類は元禄十五年刊『諺解大成』系統のものである。 については上に説明した。 が分類の筆頭に位置する。第五類は字注を主にして不足のところを絵で補ったものでその筆頭に貞享五年 第四類は児童教育中心の施注様式を採用したもので、寛政十二年刊 『庭訓往来

『諺解

大成』

以前刊 『庭訓往来図抄』が位置する。

から第五類までに亘る八点である。 小稿で調査対象とするのは、石川氏の分類に沿い、第一類は江戸時代以前の成立故これを除いた第二類 調査本を年代順に並べると次のようになる

寛永八年 (一六三二) 八月 庭訓往来註

万治二年 (一六五九) 九月 新撰庭訓

貞享五年 (一六八八) 三月 庭訓往来図賛 (絵第一類

寛政十二年 (一八〇〇) 七月 元禄十五年 (一七〇二) 五月 庭訓往来捷註 庭訓往来諺解大成 (第三類)

(第四類

天保五年

(一八三四) 十二月

庭訓往来具注鈔

(第四類

弘化二年(一八四五)十二月(庭訓往来講釈(第五類)

説を紹介したいと考えて取り上げた。『庭訓往来図賛』は、刊年の分かる『庭訓往来』絵入り本として最初のも ついてどのような説明をしているのかを見、作者説の展開を辿る。 のであるとされることから『庭訓往来絵鈔』との比較のため取り上げた。この八点の書が『庭訓往来』の作者に 「第一類」のものである。 『庭訓往来絵鈔』の著者は、次に挙げた『庭訓往来具注鈔』と同じであり、本書の作者 を促す工夫のされた本を石川氏は「註本系庭訓往来」と区別して分類し「絵抄系庭訓往来」と称された。 の代わりとしたものであり、同じ第五類に分類されている。「絵第一類」とあるのは、挿絵を設けて本文の理解 万治二年刊 "新撰庭訓抄』は、昭和四十七年に発見・紹介されたものであり、故に石川氏の分類表には入ってい 弘化二年刊『庭訓往来講釈』 は、第五類の指標とされた『庭訓往来図抄』の調査が及ばなかったため、そ その

『庭訓往来註』 寛永八年 (一六三一) 八月刊 上下二巻二冊 大本 著者未詳

でり、 ハ仁義礼智信ヲ宗トス」と始まる一文がある。その全文は先の小稿で紹介したことから (注‐文献)、ここでは作 本書は、 また、その後に及ぼした影響も大きい。 先に説明したとおり、江戸時代に出版された『庭訓往来』の注釈書の中で刊年の明らかな最初のもの 本書一枚目表に「庭訓往来序」と題して「夫仏法王法ヲ修ムル事

者に関わる部分のみ紹介する。後掲図1参照

中比、天台山ニ独ノ学匠在"。 名ヲ玄恵法印ト云。生国ハ羽州"人也。久ク比叡山ニ学特シケリ。 潜二法度ヲ顕ス也。御門、此、文ヲ叡覧在テ則、庭訓徃来ト名付給ヒシ也。 或治時で

ここに述べられていることをまとめると次のようになろう。

時代 中比 (頃)

場所 天台山

身分 学匠

人名 玄恵法印

生国 羽州

成立事情(禁中に召されて庭中にて染筆)

内容 十二月に法度を表す

書名 叡覧の後、帝が「庭訓往来」と名付ける

問に励み、その名が帝にも届き、召されて庭中に於いて一巻の書を染筆し、帝が庭訓往来と名づけたとある。そ 作者を玄恵法印とする典拠についての言及は無い。既成事実として玄恵法印の名を出して玄恵は中比 (今日的に してまたその庭訓往来は十二月があり、その中に法度を表したとする。 は「中頃」の表記ながら以下本書に関わる場合は「中比」と表記)の時代の人物であり、その生国は羽州、 比叡山で学

本書が元和・寛永頃の刊行と考えられている (川瀬一馬氏著『古活字版之研究』七一二頁) 古活字版 『庭訓抄』 を

間に知られた伝承である。玄恵法印の生国を羽州とするのは、室町末期には成立していた他の注釈書には見えな 基としていることは明らかなことである (注1文献)。よってこの序文に言うところは少なくとも室町末期には世

い伝承である。「生国羽州」の点については後述「六」参照

『新撰庭訓抄』

万治二年 (一六五九) 九月刊

上中下三巻四冊

大本

著者未詳

については不明、 と寛永八年刊の『庭訓往来註』系統の注釈書とを下敷きにして作られたものであり、本書の編者あるいは執筆者 本書については吉井始子氏の詳しい研究と全文の翻刻がある。吉井氏の研究に依れば本書は「旧抄」(真名抄) 刊記は「万治二歳ノ亥 九月吉日/武藤氏写/松長伊右衛門開板」とあり、 筆者武藤氏は漢文

九年版『自遣往来』の筆者であり大阪人、開板者松長伊右衛門は、万治より寛文にかけての京阪方面の書肆かと

稿では傍訓は省略した。 籍総合データベース」の画像と対校してわずかながら私に改めた箇所がある。 氏の翻刻されたもの以外知られていないので始めに序文と書入注全部を紹介する (国文学研究資料館「新日本古典 ことができる。稿者は原本未見であり、吉井氏が翻刻されたものを借用し、 さて、本書の巻頭に「新撰庭訓抄之序」と題した一文と書入注とがあり、それらによって本書の作者説を知る 句読点は原文にも吉井氏の翻刻にも存在しないが私に打った。なお、文中の [1] から [10] の番号 また、吉井氏は原本の全てを翻刻されたが、 稿を進めたい。 なお、本書は、

は行論上私に打ったものである)。

推測された。

内御童子|。当帝依\及聞召|、召出叡|感之|故被\置|禁中|。淡路廃帝 [7] 讀問問題以記言問題的而流|布天下|。 望..文章.則明衡 字十七字風躰出、于辺序題曲流之法、。追、尋彼之起、而己。[9] 私云惣而公家之書有、十三部、、所謂 [三ウ] 副白紙散「銀薄」、軸白、上下共三分、横三分、紙之長一尺三寸五分、上二寸、下一寸。代々[8]鸞サッ [三 紅||牙籤|、乙部史綠||牙籤|、丙郶子碧||牙籤|、丁部集白||牙籤|。式目、 然間源三位預¸之。本;経史子集之四郶、甲乙丙丁以為¸次。同四部飾;副軸帯帙;皆異」色。 天|、硯曰|松蘇利|其伝明鏡也。或及|文章|則返||点於字|如\_顕||王沢五種之句之法|。爰仁皇九十五代後醍醐 胥包以無、/不、及、「談話、可、謂、|之文、也。 梵漢和之隔以、|語音、分到、|語音不、通之処、|秦晋晋唐之三蔵之学者訳、 繁ᢟ"不∠学則不∠知∠道不∠知∠道身不∴成立」。是以謂非∠理、無∴立事」。立事有∠顕∴理之巧∴誠哉。竺支日之事 江共帰」之、為。|王師。如。|文武成之長子 [一才] 房乎。凡文者載」道之器也。器為」質也。如何夫必学也。 天智天皇之時吉田大明神化|生從事官人|。当時、外記源三位苗裔是也。四道書文無」師、 夫和国之風俗、 [10] 尺素往来朗詠集式条庭訓往来源氏伊勢物語等也。凡有△人望|式紙歌詩|則用|朗詠|、望|手本|則尺素、 「[3] マウトヘい゙が則蝌斗 [一ウ] 与 |仮名| [4] 鱗サイトル逓復通。 自, 諸部之中, 求, 古事, 集, 解部裡, 。或梵漢和字也。又有, 仮, 難波津安積山竺支之事也。或三十一字十四 将軍頼経公時 [6] 北畠玄恵法印人山門為二上綱。 或時徒然 [二才] 余作二此書二、以被5誦三習山 天地開始、於||天浮橋||陰陽之二神初言 [1]| 女人和合通以来嗣続而至||于百王之末 望 |物語|則源氏伊勢物語也。 [ 四 オ] 雨曰|安米|、風曰| [5] 客行征|、筆曰|不 庭訓是等之類本二集部一料紙黄也。 而自発」明之一。 [二ウ] 部経 2 中間

一丁裏八行目の上欄より始まる。

序文の字詰を三字下げにして棚が儲

けてある。私に一項ごとに改行し番号を打ち、句点を打った。)

秦の法護三蔵、晋 [一ウ] の仏法三蔵

此時将軍頼経に八十五代にわたる百余年也。頼経八八十五代後堀河院の時、

藤原頼経将軍とす。

関東へ

下向す。

五経の句

須生類。

1-茗鳥登天の句是をのつから句のおハりの字より読ハしめて句の頭の字にいたりて読とむる也。

2二飛鳥成下の句是句の中間より読はしめて [二オ] 句のおはりにいたりてよみとむる也。 いはゆる観り

身岸額離」根草論」命江頭不」繋舟

無、尽二諸有結一後。煩悩、又慈二十方於平等一悲,法界於一子一。

3三獅子奮迅の句是八句の頭に一字おいて第二第三より読初て句の終より初に至てよ三留也。

いはゆる

所謂蛇

4四蝦蟆起乱の句ハじめよりよみ初て字をこへて句の終に至て字をこえて [二ウ] 読とむるなり。

無」足登二白雲一虹無」水鑿二黄泉一此等也。

5五菩提妙徳の句次第に句のかしらより読くだりてこえずかへらずよむ也。 いはゆる茵花朝開夕萎蜉蝣早

1なにはづにさくや此花冬こもりいまハはるへとさくや此花 副八やうほゑなり。 帯八ひほなり。帙八書を入るもの也。唐本にあり。 軸八しるすに及はず。[三才]

2古今に有

学相並ひとへに左右のつばさのことくなり。玄恵北畠に居る故に。北畠玄恵法印と号するなり。

帝叡感あ

- 1あさか山影さへミゆる山の井のあさく八人を思ふものか八3此花は梅也。
- 2序なり。 采女か歌也。
- 1あなくるしいとそくるしきあおやきのわか行かたハよりによられて

2 古今有

五月やミくらハし山のほとゝきすおほつ [三ウ] かなくもなきわたる哉

辺序十躰の事也。[四オ]

其うちなり」から上欄に凡そ四字上げにして始まる。傍訓は一部のみを取り上げ、句点は原文のままである。) 八行、頭注及び以下の文章は十四行。「庭訓徃来」と始まる文頭は序文と同じ高さを保ち、 (稿者注、以下序末書入注。四丁表の余白を残し面を改めて四丁裏から始まる。文字は頭注と同じ大きさの細字。序文は一面 3の途中、五丁表に入る「玄恵

の上綱に号す。 之遠:其子,也季子篇にあり。 趨過¸庭学メ゙ワ゚゚礼乎対日未不¸学¸礼無"以立, 鯉退学¸礼聞"斯二者, 陳元退喜日聞一得三聞¸詩聞¸礼聞"君子 又字尽を所望せらるゝなり。これによつて十二月分又閏月まてかゝるゝなり。 十五代後醍醐の時の人なり。異説用へからず。此庭訓叡山に武家の御ちごあり。玄恵懇志あり。 1庭訓徃来。此書八人王九十五代。後醍醐天皇の時。諸宗の宗論の時。 綱八官なり。叡山に三上綱あり云々玄恵其うちなり。羨憲澄憲玄恵おなじ時の耆英なり才 3北畠の玄恵法印八。姓は藤原叡山の住僧にして被√挙;|上綱|。 第一番にいつる人なり。 2論語八巻めに陳亢問! 故に山門 然時八九

را たる法師也。 家の最初なり。 院のときいまだ禅宗なし。後源実朝将軍の時。はじめて千光国師京都へ来りて。建仁寺を建立す。 月廿一日清涼殿におゐてあり 5此書高倉院の時といふ八非也。後鳥羽院の時代なるべし。その故八高倉 千八百寺其中に三井寺の僧聖東寺の虎聖奈良の阿一上人此等張本として。禅宗と宗論をなす。 元弘四年正 故につたへて天下にをこな八るゝなり。 内裡へ細々出入の人なり。 然る時八。後鳥羽院の代なり。 4後醍醐の時。 6玄恵八宗論の人数にあらず。 三井寺北畠大納言東寺奈良の四大寺其余三 衆僧一分にして。 山にゐ これ禅 嘉元に

序三聚分貿

(稿者注、以下頭注。四丁表の(1「庭訓往来」の上欄にある。) 或説に此児叡山一見に来る也玄恵御所望ありて弟子になす也十九歳にて死する也塚叡山にあり

「新撰庭訓抄之序」と「真名抄」序との比較

ある。 「真名抄」の伝本の一つに存在する頭注と一致することに気づかれたが、その関係については「今は詳らかでな 行詰の細字であることからこの一群は、 付されていないけれどもその体裁、 とおりこの部分は「真名抄」の巻頭に置かれた一文と同文である。「真名抄」には特に「序」というような題は 右に引用した「新撰庭訓抄之序」と題が付された文章は、既に注記したとおり大字の部分と細字の部分とから 書き出しの 「庭訓徃来。此書八人王九十五代」以下(7「聚分韻」までの一群の記述は、 「夫和国之風俗」以下「望物語則源氏伊勢物語也」までが大字であり、吉井氏が指摘している 内容は序文そのものである。『新撰庭訓抄』 頭註同様の書入注なのであろう。吉井氏は、この一群中の或る箇所が が「序」と銘打ったのも当然で 頭註と同じく一面十四

の注釈書を下敷きにして作り上げられたものであると説明された。 い」と述べられ、『新撰庭訓抄』は、「真名抄」と寛永八年版系統 (古活字版 "庭訓抄』 を含む) のものとの二系統

他の「真名抄」伝本との異同も確認したい。そこで、次に挙げた九本の「真名抄」を対校本として、異同を確認 巻古往来 (三)』所収の「庭訓往来註」(底本東京大学図書館蔵影写本) である。『新撰庭訓抄』 対校に用いた「真名抄」は (吉井氏は「旧抄」と呼称)、注 (4) 図2に挙げた石川謙氏編『日本教科書大系第三 独自性がどの部分かを見極め、その上で本書の作者説をみることとする。吉井氏が『新撰庭訓抄』 抄」のものと同文であると指摘されていることから、まず、「真名抄」との関わり具合を調べ、『新撰庭訓抄』 注とから探っていきたい。しかし、吉井氏によって序文が「真名抄」のものであり、また、注記の一部も「真名 『新撰庭訓抄』が『庭訓往来』の作者についてどのように説明しているのかを右に紹介した序文と書入 の独自性を探るには の翻刻の際、

対校に用いた「真名抄」

系本 (以下同)。 『日本教科書大系第三巻古往来 (三)』所収『庭訓往来註』(底本東京大学図書館蔵影写本)。 略称

教科書大

国会図書館蔵『左貫注庭訓往来』。 左貫注

東京大学史料編纂所蔵 『庭訓往来』 三宅玄達所持本の影写本。 東大史三宅本。

国会図書館蔵 『庭訓往来鈔』 榊原芳野旧蔵本 国会榊原本。

東洋文庫蔵 静嘉堂文庫藏 『庭訓之抄』 『庭訓往来鈔』 永田徳本所持本。 神谷三園奥書 東洋徳本本。

静嘉三園本。

名古屋市蓬左文庫藏 『庭訓往来抄』。

東京大学国語研究室藏 東京大学国語研究室藏 『庭訓往来鈔』。 『庭訓抄』五山本かとの識語有り。 東大国研本

序文について

吉井氏が示された異同のうち使用漢字の違い、「之」 の有無などを除き、序文の中の番号 [1] から [1] に

ついて調査したところ次のようなことが分かった。 調査箇所 [1] の「女人」に対して教科書大系本に「男女」とあることは、吉井氏が校異として示されたが、

他の対校本には見当たらず、全て「女人」である。このうち東洋徳本本と静嘉三園本が「女人」の脇に異本注記

形式にしたものと考えられるが、未確認伝本の中に割注形式のものが存在する可能性もあろう。 とは異なる箇所に脇注のある伝本が存在する。以上のことから割注は本来脇注であったものを印刷に当たり割注 この割注と異なる内容の脇注のある伝本が三本存在する (左貫注、国会榊原、東大国研本)。 更に、 在する (左貫注、国会榊原本、静嘉三園本、蓬左文庫本、東大国研本)。[7] は「淡路廃帝」についての割注であるが、 「蝌斗」についての割注「蝌斗八古文字也」のうち「古文字也」が「蝌斗」の脇に書き入れてある伝本が五本存 として「夫婦」と記す。「男女」は特異な存在である。 割注が [2] [3] [4] [7] [8] の五箇所存在するが、対校本全てに割注は存在しない。但し、[4] の 『新撰庭訓抄』

三本存在する(東史三宅本、東洋徳本本、東大国五山本)。 そのうち東洋徳本本は異本注記として「行」を示す。 氏は「客行征」の表記に対して教科書大系本は「客征」とあると異同を指摘された。「客征」とある伝本が他に [5] の「客行征」は、「風曰,|客行征.」とある箇所で「客行征」に「かあせ」と振り仮名が付けてある。

[6] の「北畠」 の箇所は、 吉井氏の翻刻は虫損のため表記されていないが、 原本 (電子画像) で確認したとこ

ろ「頼経公時北畠」とある。この箇所の対校本は全て「頼経公時有北畠」である。

続けての一筆書きであったのか、 ているのである。但し、 文と同じである。対校本は全て改行しての記述である。「私云」とあることからその前までとは区別して改行し [9] の「私云」は、本書『新撰庭訓抄』の場合、その前文に続けての記述であり、 細字のものは一本 (静嘉三園本) で、他の八本は同じ大きさである。『新撰庭訓抄』 改行してからの記述には二通りあり、文字の大きさが前文と同じものと細字のものに分 印刷の際に変わったのかは未詳 当然、 の底本が既に前文に 文字の大きさも前

10」の箇所は 『新撰庭訓抄』 には「尺素往来朗詠集」とあり、これに対して全ての対校本には 「尺素往来明

衡往来新撰遊覚往来朗詠集」とある。

永八年刊の いうものであろう。 皇の御宇」、「北畠玄恵法印」 だしいけれども『庭訓往来』 稿で問題とする作者説に関わるものではない。序文には、「将軍頼経」や「淡路廃帝」が登場して時代錯誤も甚 に底本としたためか、 以上の結果、 『新撰庭訓抄』 『庭訓往来註』 『新撰庭訓抄』 の見解は、 この見解は、 或いは の見解がその前身である古活字版『庭訓抄』のものであるのと対を成す。 の成立年代についての序文の認識は、文中の文言で示せば「仁王九十五代後醍醐天 『庭訓往来』 が「或時徒然余作,|此書」、「当帝依」及聞召,」、「流,|布天下,」 である。 すなわち本 独自の点が存在するのは、「真名抄」の伝本の中でも珍しい類いの伝本を出版の 『新撰庭訓抄』の著者(編者)の意図に依るのかは不明ながら、これらの異同は小 同文の序文が存在する「真名抄」の見解でもある。 は玄恵法印の著作であり、玄恵法印は後醍醐天皇時代の人物であると その点、 先に取り上げた寛

書入注について

151

東大国五山本) である に分けて並記したり、 ものがあることから存在する伝本を対校本とした。また、この 較上私に分割した。 文とは面を変えて四丁裏から頭注と同じ大きさの細字で「庭訓往来」と始まる一群の記述である。対校本との比 次に書入注について見ていきたい。 本書の如く一群に書き続けたものが四本(左貫注、国会榊原本、 Ιţ 引用文のところには分かりやすく「序末書入注」と見出しを付けたが、四丁表で終了している序 余白に書き入れたりしたものが五本 (教科書大系本、東大史三宅本、東洋徳本本、 は の上欄に存在する注記である。なお、「真名抄」伝本の中には書入注の存在しない 引用文の から までは頭注である。 に相当する対校本諸本の書入注の書き様は様々 静嘉三園本、東大国研本)、二条、 は に続けて記されてあるが別項 蓬左文庫本 或いは三条

さて、対校本の書入注との比較で分かったことは次の事柄である。

本九本のいずれかに何かしらの注記が存在する。本書独自の三項は、対校本以外の「真名抄」伝本に存在するの 『新撰庭訓抄』 から までは序文の文言についての注であることは、頭注の位置からも自明のことである。この中で本書 (編者) の加筆かは未詳。 にのみ存在するのは、 ` である。 他のものは文言の違いや注記量の違いがあっても対校

どもおそらく「此書は」 物像を述べたものであり、 ていること等が述べてある。 恵法印の時代と執筆動機、 の一群の内容は、 『庭訓往来』の成立や作者玄恵法印についての説明である。 の部分は そして 4 は 2は書名『庭訓往来』 『庭訓往来』に収めてある書状が十二月分に閏月の分を加えたもので構成され 「此書の作者玄恵法印は」となるのであろう。ここには 1にある「宗論」について述べたもので、言わば の「庭訓」の典拠についてである。 1は文脈が乱れているけれ 1の細説である。 『庭訓往来』 3 3 玄恵法印の人 の作者玄 5

6 は 1に記された執筆の動機「御ちご」のためという説の異説の紹介である。 1に対する異説の紹介であろう。 は 1の上欄に存在する頭注であり、 その記載位置から明らかなよ

貫注、 の冒頭の らず、独自である。また、ここには「字尽」や「閏月」の文言があり、これらの文言は対校本には存在しない。 るのであろうと考えられ、 た書入注が存在することから、 本には「此書^起之事^仁王九十五代后醍醐天皇御宇"起也、其故^洛中宗論之時、北畠玄恵法印第一人也」と記し した人物故、玄恵は後醍醐天皇時代の人物である」とする説は、後出の 更に詳しく見るならば 4と類似した書入注が対校本のうち左貫注、 2 は 静嘉三園本、 「庭訓往来」に付された注記を細説した内容である。 『庭訓往来』の「庭訓」の典拠として『論語』の一節を引用紹介したものである。 東洋徳本本、蓬左文庫本、東大国五山本、東大国研本に存在する。この書入注は、「真名抄」 1は、本書独自のものである。 1が本書独自の説とは言えないが、 1にある「第一番にいつる人なり」の表現も既に存在していた説を元としてい · 静嘉三園本、東洋徳本本、 勿論、この「玄恵法印は後醍醐天皇時代の宗論に出席 1のような表現でまとめた注記は他に見当た 4の注記を根拠に導かれた説であり、 東大国研本に存在し、また、蓬左文庫 酷似の書入注は左

吉井氏が「真名抄」に存在することを指摘された注記である。当注は、 吉井氏が参照された教科書大

推測する。 代説と齟齬する高倉院時代説を言う箇所の一文を外し、玄恵法印の人物像を伝える部分のみを採り入れたのだと 八総シテ十三部ト云フ也」の一文が存在する。 系本だけでなく対校本全てに存在する。但し、その書入注の冒頭には「此ノ書ハ人皇八十代高倉院ノ時、 ところで、 |撰述トミー也。」(教科書大系本)の一文が存在し。その後に「3の文が続き、また、文末には「公家ノ書 対校本の中には 3の文中の「綱は官なり」の一文が存在しない伝本や、また、 3にそれらが存在しないのは 1との整合を図り後醍醐天皇時 「叡山に 北畠ノ

三上綱あり」が「二上綱」とする伝本がある。

対校本中 3と文言が変わらないのは東大史三宅本、

東洋徳本本、

15

東大国五山本である。

説用へからず」の一文は、 天皇時代の人物であると断じる一文が加えてある。ともあれ 明確に読むことができるのか、疑問が残る。また、対校本には更に宗論と『太平記』とを以て玄恵法印が後醍醐 月廿一日於「清涼殿「太平記「書ルタ玄恵 (以下略)」 であり、この記述を「4の如く宗論が行われた日と場所として おゐてあり」とあり、禅宗と宗論が行われた日と場所とが記されてある。ところが対校本の文末は「元弘四年正 の名が存在するのは本書独自である。また、文末を見ると「禅宗と宗論をなす。元弘四年正月廿一日、清涼殿に き出す。この文言が後に続く文章とどのようにつながるのか、解釈に迷う。それにしてもここに「北畠大納言」 し、それらの注記の冒頭には「又后醍醐在!!三井寺!!」との文言があり、三井寺に後醍醐天皇が滞在していたと書 1で述べたとおり、類似する注記が左貫注、 4を根拠として出た表現であると考える。 静嘉三園本、 1の「然時は、九十五代後醍醐の時の人なり、 東洋徳本本、東大国研本に存在する。

てに存在する。但し、 拠として高倉院時代には未だ禅宗が我が国にもたらされていないとする。この注記と同類のものが対校本九本全 5は、『庭訓往来』の成立について高倉院時代説を否定して後鳥羽院時代説を主張したものである。 表現に多少の違いがある。教科書大系本を以て紹介すれば次の如くである(句読点は石川 その根

カギ印は稿者)。

源実朝之時、始テ先光国師来テ京都二建仁寺ヲ立ツ。是開山也。其后、鎌倉二立党寿福寺で、是禅宗ノ始 此書八高倉院之時作ルト八非也。 如何トナレハ、「此末二禅宗ノ事アリ」。高倉院ノ時ハ未」有「禅家」。

也。 為5師1天子1非1宗論1之玄恵也。能々可5校也。 然ラバ則チ作『此書』者ハ、 後鳥羽院ノ時之代也。 私二云フ。 此,玄惠、 大学才之人、禁朝二居住スル也。

科書大系本の如く冒頭に「或曰」などの文言があり、成立に関する一説として紹介してある。 将軍の時」は独自の表現である。 ところで右の「源実朝之時」の箇所は、伝本によっては「頼朝ノ御子実朝ノ時」とあるけれども 右を参照すれば なのであろう。 いていたはずであり、そうあることによって文意が十分に理解できる。 5は、本来、「その故は」の後に右のカギで括った「此末二禅宗ノ事アリ」に類似の文言が続 また、 5 は 1とは相容れない説である。 書写の際に落ちてしまったのであろうか。 対校本の注記はいずれも右の教 5 もそのつもり 5の「源実朝

「此」玄恵大学才之人、禁朝二居住スル也、為コ師「天子」非」宗論「之玄恵也」 から、直接か、 6 は 5と分けて一項としたけれども本来は 5に続くのであろう。右の教科書大系本の文末にある 間接かは不明ながら

7は、文意は理解しがたく前後の文言が省略されているのであろう。 静嘉三園本と東洋徳本本の書入注の脇

6のような文言が派生したのであろうと推測する。ともあれ

6の表現は独自である。

に玄恵法印は虎関の弟子との注記が存在する。 また、『庭訓私記』(天理図書館蔵) に 聚分韻八虎関之作也、是案二仁王九十四代祐条院嘉元年中ト有、虎関八玄恵)ヲヰ也、 然八時代後醍醐院ト

淵源とするのか、 の一文があり、ここでは虎関は玄恵法印の甥と伝える。 あるいはまた、 『海蔵和尚紀年録』正中二年十月十七日条に虎関が玄恵のために 静嘉三園本や東洋徳本本の脇注は、 この [庭訓私記] 『仏語心論』 を

で主張している玄恵法印が「後醍醐の時の人なり」であることを補強する資料として挙げたものであろう。 庭訓往来諺解大成 の項参照。

> 後 掲 1

が対校本九本のうち東大史三宅本を除く八本に存在する。 執筆の動機すなわち「武家の御ちご」のためという説が述べてあり、 いては序文に「或時徒然余作;此書」、以被ム誦;習山内御童子;。」とあり、ここに記された「御童子」を巡る注記 「或」及び句読点は石川氏)。 先に触れたとおり 1の上欄に位置する頭注である。 教科書大系本を以て紹介する (「来」は諸本により稿者 1には見てきたとおり玄恵法印の『庭訓往来』 はその異説の紹介である。 執筆動機につ

醐天皇ノ時ノ人也。氏八藤原也。始者仁皇卅八代天智天皇ノ時、 恵御覧而御所望有テ、后弟子トナリ。 此 (書) ヲ作スル年ハ玄恵四十九歳也。 其庿処叡山ニアリ。此児十九歳ニシテ死也。 御児十三歳也。本末武家ノ児、 鎌足内大臣始テ藤原姓ヲ唱フル也。 鞍馬ヨリ有時叡山一見ニ来シ時、 法印八人皇九十五代後醍

取り出し最少量にまとめたものであろう。一方、 「御所望」、「十九歳」、「塚叡山にあり」などの文言があることから、教科書大系本同様の注記から必要な情報を ように表現が変わっている伝本が二本 (東大国五山本、東大国研本) である。おそらく 対校本のうち、表現に多少の違いはあるものの教科書大系本に類似の伝本が四本 (国会榊原本、 蓬左文庫本)、引用文の後半「法印八」以下が存在しない伝本が一本 (左貫注)、 1は「叡山に武家の御ちごあり」と記してあることから、こ は、文中に「叡山一見」、 前半部分のみを要約した

# の一文も教科書大系本同様の注記から得た情報に基づくのであろう。

の書入注の特色である。 性がなく、文意の通じがたい部分もあり、 てが一致する伝本が見当たらないというのが「真名抄」の書入注の特色である。また、 致する伝本は対校本の中には存在しないことが分かった。実のところ、この、個々には同じ注記があるものの全 以上、本書の書入注について見てきた結果、個々の注記と同じ、或いは近似のものがあっても全ての注記が一 書入注に於ける作者説は次項で取り上げる。 よって、書入注から見ても本書は「真名抄」の一伝本を底本としたものであると言えよ あたかも個々の注記を集めたようである。これも又、「真名抄」 の文章は、全体の一

#### 本書の作者説

提となっている点は「一」の『庭訓往来註』と同じながら、『庭訓往来註』が時代を漠然と「中比」と表現して に見た 入注とから見ると「真名抄」の一伝本を底本として出版したものと考えられることから、この一伝本の見解が右 『新撰庭訓抄』 時代説を善しとして 説が講じられ、「真名抄」伝本はそれらの説を書入注として伝えてきた。その諸説の中から本書は、 路廃帝」が登場して時代錯誤も甚だしく、このやっかいな序文(すなわち「真名抄」の序文)を巡って種々の時代 たとおり、九十五代後醍醐天皇の御宇に北畠玄恵法印が著したというものである。序文には 本書の作者説は序文に言うところと書入注に言うところとを併せなければならない。序文の認識は、先に述べ 『新撰庭訓抄』 の作者説は「庭訓往来は、 の冒頭に「玄恵法印は九十五代後醍醐の時の人なり」と提示したのである。よって本書 の見解である。ここには作者が誰であるかという言及は見当たらず、「玄恵法印作」 後醍醐天皇時代の玄恵法印の著作である」となる。 「将軍頼経」や 本書は、 後醍醐天皇 序文と書 が前

いた点を「後醍醐の時」と明確に言い切った点が本書の大きな特色である。

して吉井氏は、 また、対照的な一対の立場にあると言えよう。なお、 のとおり漢文で注釈を記したものであり、注釈内容も『庭訓抄』とは異なる。故に『庭訓往来』の注釈書として したものである。その『庭訓抄』は、片仮名交じりで注釈を記した言わば仮名抄である。「真名抄」はその呼称 ところで、『庭訓往来註』は、先に触れたとおり既に出版されていた古活字版の『庭訓抄』を受け継いで成立 『庭訓抄』と「真名抄」は対照的な性格の一対の立場にある。よって『庭訓往来註』 『諺解大成』に登場する『庭訓新撰抄』を挙げられた。後述「四」参照。 『新撰庭訓抄』以前に出版された「真名抄」系統のものと と『新撰庭訓抄』

『庭訓往来図賛』 (『絵入庭訓往来』) 貞享五年 (一六八八) 三月刊 四巻四冊

訓 三月刊の四巻四冊本と、同年五月刊の三巻三冊本とがある。稿者の家蔵本は、 最も刊年の古い絵入本の『庭訓往来』であると考えられている (注□文献「五」)。第一巻の一枚目一丁表には 理を令、知者也」とあり (注⑴文献五六頁)、幼稚の子らに絵を以て文意を分からせようとした書である。本書は、 のもので、その第一巻であることが分かる。四巻目の跋文に「(前略) 今悉く図に出し幼稚の子にも絵に依て義 したもの」の筆頭に位置する (注4図4石川謙氏文献八一頁)。また、吉井氏の研究に依れば 『庭訓往来図賛』(以下『図賛』) は、石川氏の分類に依れば絵抄系の中の「要語と要語略解と絵との三者を具備 巻一」とあり、 最終の丁付が「二十一」である。吉井氏が示された各巻の丁付を参照すれば家蔵本は三月刊 一冊のみの端本で、版心に 『図賛』には貞享五年

書名があり、その下に図が二面ある。上記の如く「絵入庭訓徃来題号之註」とあることから本書は一名「絵入庭 「絵入庭訓徃来題号之註」(以下「題号之註」) と題した一文があり、その裏面の上部には 「庭訓/徃来/図賛」と

さて、本書は 『庭訓往来』の作者についてどのように述べているのか、序に相当する「題号之註」を紹介する。

訓往来」と称したかと推測されている。図については後述。後掲図6参照

### 絵入庭訓徃来題号之註

との心にて庭訓と八名づけたりといへり。この義尤理にちかし事八論語季氏篇に見へたり。徃来と八進上返 徃来をよみて文字に達し和俗の文章をしり、徃来の音信を通ずるとき八詩礼のふたつを学び行の義もかなふ たち給へるときそのまへを鯉魚過行給ひしかバ孔子、鯉魚にの給八く、なんぢ詩礼のふたつを学びたりや。 人として詩礼を学びずんば 菅 ことなく立ことなかれと教訓し給ふ。是を孔子の庭訓と云。されバ幼童の此 古抄の説なり。又或説にもろこし魯国に孔子といふ聖人の子に鯉魚-いふ人あり。あるとき孔子ひとり庭に とき、玄恵禁中にて十二月の文章の書冊を一巻染筆す。 帝叡感あつてすなハち庭訓徃来と題号を下されしと 人皇九十五代後醍醐の天皇の御宇に叡山の僧玄恵法印を禁裏に召れ、年来の学文に奇特ある事を御所望ある 言ハ朝廷にて人に訓の文章を書れしとの心也。そののち淡路の廃帝詔して天下にひろめ給ふと也。

「これ古抄の説なり」と紹介された冒頭の「人皇」より「天下にひろめ給ふと也」までは、 の説ではない。先ず冒頭の「人皇九十五代後醍醐の天皇の御宇に」と玄恵法印の在世時代を特定してあ 実は一つの

が『新撰庭訓抄』 が本書の参照本であろう。 られよう。また、「題号之註」の文末にある「徃来と八進上返状といふ義也」と言う注釈は、『庭訓往来註』 諸本に存在した。よって、本書の参照本が ところで、「二」で見てきたように『新撰庭訓抄』 違は、「題号之註」が「孔子の庭訓」譚の出典を「論語季氏篇に見へたり」と明記している点である。「孔子の庭 の注釈を典拠にしていることは考えられない。「題号之註」の方がより詳細な内容であり、 に「庭訓」と「往来」の注釈があり、そこにはこの「孔子の庭訓」譚の紹介がある。しかし、「題号之註」 書名「庭訓」の由来譚すなわち「孔子の庭訓」譚は、『新撰庭訓抄』の書入注(2に類似する。「二」でも触れた 詔して天下にひろめ給ふと也」は明らかに 帝が「庭訓徃来」と題号を下されたとあり、それらは『庭訓往来註』のものである。ところが次の「淡路の廃帝 ころである。この中の「十二月」の文言は『新撰庭訓抄』にも存在するものの、禁中にて染筆したとあり、また、 恵法印を」より「庭訓徃来と題号を下されしと也」までは、「一」に取り上げた『庭訓往来註』の序文に言うと るのは、 『新撰庭訓抄』にもまた、「二」で取り上げた「真名抄」諸本にも見当たらない。この注釈の典拠が分かればそれ 先行の系統の違う二つの注釈書『庭訓往来註』と『新撰庭訓抄』とを活用して序をしたためたようである。 譚についてこの「題号之註」と類似の説明があるのは、『新撰庭訓抄』の書入注 先の「二」に取り上げた『新撰庭訓抄』の序文に言うところと同じである。ところが続く「叡山の僧玄 には、 書入注を含む序の部分が終わり、いよいよ『庭訓往来』の本文の注釈が始まるその冒頭 『新撰庭訓抄』ではなく「真名抄」の伝本の一つである可能性も考え 『新撰庭訓抄』のものである。また、次の「或説」として紹介された の序文は「真名抄」のものであり、序文の書入注も「真名抄」 2である。『図賛』の筆者 また、最も顕著な相 がこ

次に一丁裏にある二面の図を見ると一面は、 庭に立つ孔子と、振り向いて立つ鯉魚が描かれてあり、 もう一面

身は右に見たように先行書『庭訓往来註』と『新撰庭訓抄』または「真名抄」とからの引用である。 「古抄の説」と紹介し、また、「或説に」と紹介し、いかにも典拠に基づいているように見せてはいるが、その中 ろう 「新撰庭訓抄」 あるいは「真名抄」 の時代錯誤ぶりに気づいていたのか気づかなかったのか未詳ながら、 時代の人物であると特定している点が特徴である。淡路の廃帝が天下にひろめたとも記してあり、 本書の著者は、玄恵法印が後醍醐天皇時代の人物であると判断したと解釈して良いのであろう。 本書の作者説は、 『庭訓往来』の作者が玄恵法印であることを前提とした上で、玄恵法印が後醍醐天皇 参照したであ しかしなが

除き四巻四冊本として再版する。また、文化十二年三月求版本 (刊年不明) も伝存する (注4図4石川謙氏の文献 四・五) 五冊本として出版し、宝永三年九月には 七五頁、注2の文献二五頁)。 本書は、江戸時代に於いて既に諸注釈書の中で「独リ永井氏が諸抄大成を善とす」 いては既に「はじめに」で触れたが、繰り返せば 稿者原本未見。小林祥次郎氏解説影印本勉誠社文庫27『庭訓往来諺解大成』 『諺解大成』は、元禄十五年五月に五巻 (首巻・巻之一・二・三・ 『庭訓往来諸抄大成』と書名を変えて上記五巻五冊本の首巻を に依って稿を進めたい。

四

『庭訓往来諺解大成』 元禄十五年 (一七〇二) 五月刊

五巻五冊

大本

永井如瓶

(注4図2石川氏文献所収『庭訓往来諺解大成扶翼』四九八頁) と評価され、また、石川松太郎氏も「『旧抄』(真名抄)

納められた「庭訓往来作者考」(以下「作者考」) によって知ることができるので、これを左記に紹介する。 を挙げた」と述べられた (注4図4石川松太郎氏文献三五一頁)。本書の『庭訓往来』についての作者説は、 をはじめとする先行注釈本の内容に徹底的な批判検討をくわえたうえで、数多くの新説を提起して画期的な業績

#### 庭訓往来作者考

路〉廃帝詔而流」,布入天下了。然間源三位預5之。 本于8経史子集7四部7、甲乙丙丁9以5為5次7。 同9四部1飾計副 家伝旧鈔云、人皇九十五代後醍醐天皇御宇、将軍頼経公之時有"北畠玄恵法印人"。 山門"為"上綱"。 壱尺三寸五分、上弐寸下壱寸<sup>☎</sup>。 籤?。 式目庭訓等之類、本ハンド集部!、料紙ト黄也。 軸帯帙7。皆異以5色7。甲部5経、紅世牙籤7。乙部5史、緑世牙籤7。丙部5子、碧水牙籤7。丁部5集、 表副白紙『散』銀箔』、軸白。上下共『三分、横三分、紙之長

乙丙丁『為」次列 。 経史子集 '四庫、其本有」正有」副、 拠の事、韓文^注"云、唐経籍志"甲乙丙丁四部^書、各°為;|一庫^御書†。経庫^紅牙籤、史庫^緑牙籤、子 で十二代を経て暦数百年に余れり。しかるときハ頼経の時とかけるハ誤なるへし。次"経史子集四部の本 十四代順徳院承久元年、北条の請によりて幼なくして将軍となりて鎌倉に下向す。順徳院より後醍醐帝ま の時の人なる事顕然也。旧抄にいへる頼経将軍ハ、光明峰寺関白左大臣藤が原道家公の四男なり。 愚按ずるに玄恵法印は太平記三四五六七八九十の巻まての作者たる事、世挙てしれる所にして後醍醐天皇 集庫「白牙籖、以「別」シ之ワーム。新唐書巻五十七「芸文志「云ク、玄宗、 軸帯帙籤、皆異シッ色ッ、以ッ別シ之ホェ。次リ牙籤の事、 両都各々聚以書す。

龍鳳 韻塩添にも籤スデルと訓ぜり。 其上、 輟畊録巻廿三云、 唐フ貞観開元フ間、 人主崇」尚ス文雅ア。 或説に書帙の端に象牙を以て作りたる栓を云といへれと非なり。籖≦簽と同字にて書の外題の事也。 戸綾『為」表。 緑文,紋綾,為」裏、紫檀雲花杵頭,軸、白檀通身柿心,軸、此,外又有二青赤瑠璃二等,軸、 其書.画皆用言紫

なり。 に出る人なり。 庭訓新撰抄云、 牙籤錦帯。 北畠に居住するゆへに北畠玄恵法印と号す。人皇九十五代後醍醐天皇の御時、諸宗宗論のとき第一 南唐|「褾|以|『廻鸞』墨錦|、籤|以|『演紙||素。以| 潢紙||と云にて弥外題なる事明白也| しかる時は後醍醐帝の時の人なる事明らかなり。異説用ゆへからす
※。 北畠玄恵法印、姓者藤原、叡山の住侶にして上綱に挙らる。叡山に三上綱ありし。 玄恵は中

又或説云、玄恵法印八東福寺の虎関禅師と兄弟なりと驟。 愚按するに紀年録三云々 師諱、師錬、 自号云虎関古。 姓六藤氏、 洛陽人也。父云者左金吾校尉、

母、者源氏、

右玄恵本伝分明ならす。 条帝嘉元四年に聚分韻略を撰集せり。 有...賢行.、生..五子?、師、其.)三也云。 何れの書にも見あたり侍らね八庭訓旧抄の諸説をひろひ愚按を書ましへて後勘の 虎関の伝よりみれは玄恵も藤原姓なる事必せり。虎関の時代八後二

便に備へ侍るものならし。

走帆堂識

を継承していることが分かる。その上で「作者考」に於いて「家伝ノ旧鈔」を引用した上で「愚按ずるに」とし と始まる一文がある。この「序」によって永井如瓶が『庭訓往来』の作者については玄恵法印であるという伝承 『諺解大成』 には、右に紹介した「作者考」の前に「序」と題して「嘗『聞』庭訓往来、者僧玄慧之作也」

印人」、「徒然之余」に対して「徒然余」、「及聞食召出」に対して「及聞召召出」、「経史子集四部」に対して「経 であろう。すなわち「家伝ノ旧抄」は『新撰庭訓抄』が底本としたのとは異なる「真名抄」の一伝本と考えられ 書き写すことは考えがたい。 法印人」とあるのを「有北畠玄恵法印人」と書き写し、「式目庭訓是等之類」とあるのを「式目庭訓等之類」と れば異同と言えないほどであるものの、『新撰庭訓抄』を引用したと仮定した場合、 史子集之四部」、「式目庭訓等之類」に対して「式目庭訓是等之類」等である。これらの異同は、書き癖を考慮す てみるとわずかながら異同がある。その異同を挙げれば「作者考」の「旧鈔云」としての書き出しは「人皇」 用された「家伝ノ旧鈔」は、先の「二」に取り上げた『新撰庭訓抄』の「序」そっくりである。しかし、対校し て「家伝ノ旧鈔」 対 する 『新撰庭訓抄』の「序」は「爰仁皇」であり、また、「有北畠玄恵法印人」に対して「北畠玄恵法 の説を批判し、玄恵法印は「後醍醐天皇の時の人なる事顕然なり」と断定している。ここに引 よって、「家伝ノ旧鈔」は、『新撰庭訓抄』ではなく、 同様の序文のある「真名抄」 『新撰庭訓抄』 ات 「北畠玄恵

ある。 て い る<sup>҈</sup> あろう。 の作者であるということである。実は、この『太平記』巻三より云々というのは、『太平記秘伝理尽鈔』 「後醍醐天皇の時の人」と判断した。永井が自説の拠り所としたのは、玄恵法印が『太平記』 玄恵法印は「太平記三四五六七八九十の巻」の作者であることは「世挙てしれる所」であり、よって玄恵法印は さて、本書の著者永井は、「家伝ノ旧鈔」が後醍醐天皇と将軍頼経公とを同時代の人物としている点を批判し、 『太平記秘伝理尽鈔』は、「江戸初期を遡る」頃、すなわち遅くとも室町末期には成立していたと考えられ 「家伝ノ旧鈔」 永井が出典を明記せず「世挙てしれる所」と記していることから、 の後には「庭訓新撰抄」を引用する。引用文には、 玄恵法印が藤原氏であることや叡山 当時は世間周知の事実であったので 巻三より巻十まで

ತ್ತ

代後醍醐天皇の御時、諸宗宗論のとき第一番に出る人」とあり、それ故に玄恵法印が「後醍醐帝の時の人なる事 主張するには、 に出たとある「庭訓新撰抄」の説は、永井が『太平記』の作者を根拠として玄恵法印は後醍醐天皇時代の人物と 明らかなり」として最後に「異説用ゆへからす」と結んである。この後醍醐天皇の時の宗論に玄恵法印が第一番 の住侶であり三上綱の一人であったこと、北畠に居住故に北畠玄恵法印と号したことなどのほか、「人皇九十五 力強い補強資料であろう。次に引用した「或説」には玄恵法印が虎関師錬と兄弟とある。 この情

の、「作者考」 する。よって、兄弟説は、 説があるけれども『庭訓往来』の注釈書に兄弟説は伝わらない。兄弟説は『太平記秘伝理尽鈔』 玄恵法印と虎関師錬との関係については「二」で触れたとおり、「真名抄」書入注の弟子説や『庭訓私記』 玄恵法印と虎関師錬とが兄弟であるという説は、先の『太平記秘伝理尽鈔』が伝えるものである (小著一六四頁)。 〇六) の撰集であることを記す。これも玄恵法印が後醍醐天皇時代の人物であることを言うための記述であろう。 の結びに「庭訓旧抄の諸説をひろひ」とあることから『庭訓往来』注釈書の書入注であるのかも 『諺解大成』 『庭訓往来』の注釈の場とは限らず、いずれかの場に於いて発生した説なのであろう。 に於ける「或説」が『庭訓往来』 関係書のものか、全く別のものかは明確で無いもの の書入注に存在

ことを言い、玄恵法印と同姓であるのは兄弟故に当然とする。

報に対して永井はまた「愚按するに」として虎関師錬の伝記『海蔵和尚紀年録』を引用して虎関が藤原氏である

また、

虎関師錬の『聚分韻略』は嘉元四年(二三

ところで「作者考」の二番目に「庭訓新撰抄云」として引用された文章は、 一読すれば明らかなようにこれは

検討の結果、 新撰庭訓抄』 「庭訓新撰抄」 の書入注 3として紹介したものと近似している。この点に吉井氏は気づかれてこの両文を比較 は未確認の一書ながら『新撰庭訓抄』 よりも先に出版されたものであろうと結論さ

れた (注8文献五頁)。

しかしながら『庭訓往来』 の中で編者名が明らかなのは本書が初めてである。そしてまた典拠を示して自説が述べてあるのも初めてである。 そのような書の作者説は、どのように評価できるのであろうか。「一」、「一」、「三」に取り上げてきた諸注釈書 本書は、当節の冒頭に紹介したとおり「数多くの新説を提起して画期的な業績を挙げた」と評価される。 また、 「淡路廃帝」も登場し、 の作者玄恵法印が後醍醐天皇の時の人であると言う説は、本書が批判した「旧鈔」す

ていたその「事実」を根拠に玄恵法印を「後醍醐天皇の時の人」と主張し、その主張を典拠を示して補強し「証 から出て来た説、言わば は目新しいものではない。 た「後醍醐の時の人なり」を主張していた。よって『諺解大成』の玄恵法印を「後醍醐天皇の時の人」とする説 していたことは文章から読み取れる。また、「二」の『新撰庭訓抄』も書入注の諸説の中から最も善いと判断し なわち「真名抄」の説でもある。「二」で触れたとおり真名抄は、「後醍醐天皇御宇」と言いながら「将軍頼経公」 それは玄恵が『太平記』巻三より巻十までの作者であることから明らかである、と言うものである。 した点が特徴である。 「真名抄」成立後の新資料であり、『諺解大成』 とは言え本書は、「江戸初期を遡る」頃の成立と考えられている『太平記秘伝理尽鈔』 繰り返せば本書の作者説は、『庭訓往来』 時代認識が疑われるが、玄恵法印を「後醍醐天皇の時の人」と認識 の作者玄恵法印は後醍醐天皇の時の人であ 成立当時は世間周知の「事実」となっ

#### Ę 庭訓往来捷註 寛政十二年 (一八〇〇) 七月刊 一巻一冊 大本 平丘著

稿者原本未見。 国文学研究資料館「新日本古典籍総合データベース」の画像に依って紹介する。 書名は内題の

なし頭書におくという方法は、庭訓往来の注釈本としては、初めての試みである」と述べられた (注2文献二七 の施註様式を採用したもの」の筆頭に位置する。(注4図2石川氏文献七六頁) 吉井氏は、「読法を本文より切りは 「庭訓徃来捷註」に依る (以下『捷註』)。 外題は 鼠庭訓徃来捷註 全』。石川氏の分類に依れば「児童教育中心

頁)。本書の作者説は、一枚目表の題辞に依って知ることができる。

題捷註

とす。其謂如何となれは、公家全盛の風と足利至隆の風とを混雑したり。玄恵如何ぞ、足利家の盛なるを見 事物を輯綴したるの冨有なる八、博物多識の手にあらずん八能す。是先生の此書をもて家童に授る所以なり るに及ばん。先生の眼目一たひ此に属して数百年の誤謬、後来の疑惑、一洒して尽ぬと謂へし。然れとも其 が如し。苟、盲聾にあらずん八孰か庭訓の読難きを患ん。先生此書をもて玄恵が名を借、 童蒙の文雅に志者 必 此書をもて梯階とせよ。 後世の作為する所

江都駒籠隠士

烏有斎誌

末の「江都駒籠隠士烏有斎」自身であろうと石川氏は推測する (上述文献同頁)。 の隣に「平丘先生著/筆者 ことから明らかである。文頭の「平丘先生」は、本書の著者。百四丁表に尾題が「庭訓徃来捷註畢」とあり、そ 本書が子供向けに編まれたものであることは、右の末尾に「童蒙の文雅に志者必此書をもて梯階とせよ」とある 野州壬生藩片岡長住ノ寛政十二歳秋七月」とある。「平丘先生」の伝は未詳ながら右文

玄恵法印」が疑問視されることはなく、平丘先生のこの主張は画期的である。それにも関わらず、解題とも称す 故に足利家の盛んなる時を見ていない玄恵が作はあり得ない」と説明する。 りて後世に作ったものと述べる。そしてその根拠を「この書は公家全盛の風と足利至隆の風とを混雑している、 さて、文中に「先生此書をもて玄恵が名を借、 後世の作為する所とす」とあり、『庭訓往来』 これまでの諸注釈書に於いて「作者 は玄恵の名を借

べき次のような一文が内題の後に続く (一界細字双行)。

IJ IJ 我よりやりたる書状をいふ。 来とハ彼より送りし返状をいふ。 此書にのする所凡部十五章にして国政の事あ 号く。 庭訓とは人に教 警るをいふ。 れハ此庭訓の庭の字ハ借り用ひたるまてにして別義なし。只人を教警る事を庭訓といふと心得へし。徃とハ し事あり。又庭教 庭告なといえる類ひいにしへの書にまゝ見へたり。皆庭八堂下の庭をさしていえり。 天台山に玄恵法印といへる僧あり。 、勿論其他の書籍を渉猟して博学英才の名頗る天下に聞えたり。 ある時、 衣服・器械・宴楽・疾病あり。 家務の事あり、 士農の事あり、 皆徃来の書籍に託セて人に教へ諭せし故名つけて庭訓徃来といえるなり。 工商の事あり、 元羽州の人にてありしか比叡山に登りて年久敷勤学したりしほどに仏教 論語に孔子の御子伯魚か庭を過られしに孔子、詩礼のふたつを教玉ひ 武芸の事あり、 神祇あり、 一篇の書をあら八して庭訓徃来と 釈教あり、 礼義あり、

密山 山 「中比、天台山ニ独ノ学匠在リ。 冒頭の「天台山に玄恵法印といへる僧あり。元羽州の人にてありしか」は、寛永八年刊 から「天下に聞えたり」までも『庭訓往来註』に「久ク比叡山二学特シケリ」とある部分がおそらく元に 名ヲ玄恵法印ト云。生国ハ羽州人也」とあるのに依ろう (「一」参照)。 『庭訓往来註』

「三」参照)。 れまでの作者伝としての玄恵伝や『庭訓往来』成立譚の伝承の大きさであろうか。ところで、「四」 に於ける玄恵法印作ではあり得ないとの主張と矛盾する。それでも、このような一文を書かざるを得ない まとめられた解題である。しかし、ここに綴られた玄恵法印が『庭訓往来』を著したとの説明は、 の庭訓」 ある記述を平丘はこのように解釈したのであろうと推測する。続いて「庭訓」の謂われとして『論語』の が自ら「庭訓往来」と名づけたとあるのは、『庭訓往来註』に帝が名づけたとあるのとは異なる。これは、 なっているのであろう。ところが、次に玄恵法印が「一篇の書をあら八して庭訓徃来と号く」とあり、 『図賛』でも述べたことながら、 「論語」 譚を紹介する。これは 或いは「真名抄」に、このような明確な記述ではないものの玄恵法印が徒然の余りにこの書を編んだと の書名を出して是非とも紹介したい逸話であったろう。右の一文は、先行書を活用して分かりやすく また、本書『捷註』の先行書『諺解大成』(「巻之一」の巻頭「庭訓」の注) にも存在する。 『新撰庭訓抄』(あるいは「真名抄」) に存在する注であることは既に触れた (「二」、 本書『捷註』 は、子供向けに編まれたものであり、当時の子供達に馴染みのあ 先の「題捷註 玄恵法印 『諺解大 のはこ 『新撰

一文に注目するとこの一文の構造は、「三」に取り上げた『図賛』の「題号之註」の構造と近似する。 始めに作者と『庭訓往来』が執筆された経緯の説明すなわち成立譚があり、次に書名の

『庭訓往来註』に全く触れていないことから『庭訓往来註』は最早、忘れられた存在なのかと想像してい

は引き続き健在であることが分かった。

に活用されていることから、『庭訓往来註』

されたとか、 と「往来」の字義についてすなわち書名譚がある。 の内容に記述が及んでいる点が独自である。 『庭訓往来』 が叡覧に預かったとか、 あるいは帝が『庭訓往来』と名づけたというような帝による 加えてこの点以上に注目されるのは、玄恵法印が帝に召し出 **『捷註』もまた同様である。ただ、『捷註』** は、最後に

権威付けが見当たらないことである。この相違点は著者の個性であろうか、 最後に確認すれば本書の作者説は「題捷註」に言うところの「庭訓往来は玄恵作ではない」である。 あるいは時代性であろうか。

六、『藍庭訓往来絵鈔』文政十二年 (一八二九) 八月刊 一巻一冊 大本 蔀関牛著

に刊記が次の如くある。 「書画一筆 左側が虫損のため不明。 本書に内題は存在しない。書名は外題 浪華 護楊斎蔀関牛」とある。裏見返に「門人 国文学研究資料館「新日本古典籍総合データベース」 『藍庭訓徃来絵鈔 菊君操承行謹誌」と署名した跋文があり、その後 全』に依る (以下『絵鈔』)。 家蔵本は角書の の画像で補った。 本書の巻末に

文政十二。五年八月 彫刻 浪華 藤木定七郎

大阪心斎橋通北久太良町 塩屋忠兵衛

同 心斎橋通南久太良町 塩屋利 助

同 心斎橋通順慶町南へ入 塩屋喜 助

上述吉井氏文献同頁)。 後掲図7参照 て見事に描かれている(図に「玄恵法印」との断りはないがそのように解釈されている。 を紹介している (注10文献六三頁)。 見返と一枚目の表を用いて見開き状に玄恵法印の御進講の図が松や桜を配し 吉井氏は、本書を塩屋版と呼び、この塩屋版のほか、 寛政十二年出版のものとして明石屋版、 注4図4石川謙氏文献八六頁 山城屋・伊勢屋版

本書の作者説は、 図上部の雲形の中にしたためられた一文から知ることができる。

号す。其初儒を業とし、中ごろ台宗の僧となる。北条相模守貞時、その識量を知るのゆへに乾元元年鎌倉最 勝園寺を建立のとき請じて導師とし、且つこれに住せしむ。 く上下長横ともに三分ありとぞ。此玄恵法印といへる人八羽州北畠の産にして氏八北小路、 庭訓徃来八玄恵法印の作れる所なり。 料紙八黄色にして長一尺三寸五分、上にて二寸、下にて一寸、表紙八白地に銀箔をちらし、 その文章いとめでたかりけれバ時の帝叡感まし/\て御文庫に蔵めさ 然れども玄恵、元より僧律を専とせざるがゆへ 健軒又洗心子と 軸八白

侍読となり、太平記を作れり。観応元年六月に卒す。

当でかれている。

博識多才を以て其名高し。

髪八剃けり。よく程朱をまなび嘗て後醍醐帝の

に終に辞して、復、

帰俗し独清軒と号す。されど生涯、猶、

という伝承があることは先の小論で紹介した (注1文献注6参照)。菅江真澄の日記「小鹿の鈴風」 ここに記された事柄の情報源について見ていきたい。始めに「此玄恵法印といへる人八羽州北畠の産にして」と 召出叡「感之」 故被」置「禁中」」の意訳であろうと推測する。次に玄恵法印の出自と事跡が誠に具体的に記される。 て御文庫に蔵めさせ給ふ」の一文は、同じく『新撰庭訓抄』 の序文のものである。そのことから「料紙八」の前にある「その文章いとめでたかりけれバ時の帝叡感まし~~ 右の文中 鹿半島の北浦付近に居た文化七年 (一八一〇) 五月半ばから書き出されている。 は初見である。 玄恵法印の生地を「羽州」と記すのは、見てきたように「一」の『庭訓往来註』 「料紙八」 以下「三分ありとぞ」までの部分は、「二」で取り上げた 羽州は現在の山形県と秋田県の大部分に当たる。その秋田県には「玄恵法印八男鹿の人」 或いは「真名抄」の序文にある「当帝依」及聞召」、 『新撰庭訓抄』 その中に である。 或いは しかし、「羽州 Ιţ 「真名抄」 真澄が男

北平沢の浦におしならびて、北畠といふがいとふりたる名なり。こゝにいひ伝ふ、「玄慧法印はこの北畠の

浦に生れしと」おもふに、さすらへの君などの子にてやあらんか。

推測する。 後のことではないかと考える。真澄から直接とは限らないであろうが、現地からの情報に基づくのではないかと 成立以前より世間に広まっていたであろう。しかし、「羽州」に加えて「北畠」とするのは、『庭訓往来註』 と伝えるのは『庭訓往来註』であることから、「羽州」との伝承は、『庭訓往来註』の前身古活字版 との記述がある。この男鹿半島に北畠という地名があり、その地に伝わる伝承である。玄恵法印の生地を「羽州」 あるいはまた、この情報がいずれかの地誌類に盛り込まれている可能性もあろう。本書の著者関牛が 成立 ത

何に基づいたのかは未詳ながら「羽州北畠」は他の書には無い情報である。

れらの先行書を左記に紹介し、『絵鈔』の典拠を考えたい。 とを結びつける早い史料は 畠玄恵法印と号するなり」とある。その後の注釈書では「四」の『諺解大成』に「庭訓新撰抄」の説として「藤 は「北畠玄恵法印」とあり、書入注 とある。 しかし、この後に続く「健軒又洗心子と号す」以下の記述はいくつかの先行書と類似している。そこで、そ に「氏八北小路」とある典拠は、これまで見てきた『庭訓往来』関係のものではない。玄恵法印と「北小路」 「北畠」が挙げてあるものの、 玄恵法印の氏に関する記述は 『絵鈔』には、続いて「氏八北小路、健軒又洗心子と号す。其初儒を業とし、中ごろ台宗の僧となる」 『師守記』と『太平記』であるけれども一般には『太平記』に依って知り得たであろ 3には「北畠の玄恵法印八姓は藤原」とあり、また、「北畠に居る故に北 類似の注釈内容である『新撰庭訓抄』以上の情報は存在しない。 『庭訓往来註』には存在せず、『新撰庭訓抄』(或いは「真名抄」) の序文に

#### 北小路玄恵伝 文芸

記 北小路玄恵者、初儒家而中帰台宗為僧而後復還俗、然無髪而終身、 庭訓往来等、 今猶存而便于児童、 自号洗心子又号健軒。 以博識聞于世、 叙法印位、其所作大平

画像に依る)

正徳二年 (一七一二) 『和漢三才図会

巻第六十七地部

相模国』

(早稲田大学図書館「古典籍総合データベース」の

最勝園寺 在二鎌倉

乾元元年平,貞時建シ之、将軍家過シ之'、有」北小路玄慧法印☞者」、初ハ儒家''シサ而中''帰」台宗'為」僧・、平ノ

故使學玄慧,為一当寺建立,導師一住之之。、玄恵素,以一僧律,不入為人專,、故三辞學,之復還俗不

貞時知以其識量で

然無髪而終」身。、 以」博識聞「于世」、其所」作太平記、庭訓往来等今猶便『于童児』、自号「洗心子」、称『健

享保二 (一七一七)『和漢音釈書言字考節用集巻第四 びに索引 風間書房、一九七三年 に依る)。 人倫門』(中田祝夫氏・小林祥次郞氏 『書言字考節用集研究並

玄慧 自,称以洗心子」。又号以健叟」。初、儒士。 中。為」僧,叙以法印。。後還俗称以北小路独清軒。

観応元年

六月十日卒る

右に紹介した三書と『絵鈔』とを見較べると、『絵鈔』 の鎌倉に在る最勝園寺建立の折、 玄恵法印が導師となっ

174 号す」という文言が有り、 とも考えられるが、 寛文八年 (一六六八) の刊本も多数今日に伝わることから (『国書総目録』に依る) 『絵鈔』 「公家之書十三部」の筆頭に挙がっており、また、「手本を望むならば尺素」とも記されている。 『尺素往来』 ことについては小著一四四頁参照)。『尺素往来』は、「二」で取り上げた『新撰庭訓抄』(或いは真名抄) の序文に 醐天皇の侍読であったことの二点を記すのは十五世紀初期に成立した『尺素往来』である (この二点が史実でない 二書に存在しない記述「よく程朱をまなび嘗て後醍醐帝の侍読となり」が残る。この記述に類似のものは、 考』も参照本の一つなのであろう。『絵鈔』は、『三才図会』と『書字考』の二書を参照したと推測すると、 触れるのは『書字考』のみであり、また、玄恵法印の卒年に触れるのも『書字考』のみである。よって、『書字 言がある。よって、『絵鈔』の参照本は『三才図会』であると考える。次に、『絵鈔』には『復、帰俗し独清軒と 僧律『不」為」専゚」という文言があり、『絵鈔』にもこれに類似の「元より僧律を専とせざるかゆへに」という文 恵法印の人物に関わる記述は『日本古今人物史』(以下『古今人物史』)とほぼ同文である。故に たという記述が に関心を持ち、 も参照した可能性が考えられる。しかし、『三才図会』には『古今人物史』に存在しない「玄恵素-以』 「平貞時」とは異なる点を除けば、最勝園寺に関わる部分は、ほぼ同文である。また、 また、上に取り上げてきた諸注釈書にも存在しない。玄恵法印が程朱に通じていたこと、そして後醍 『和漢三才図会』(以下『三才図会』) と一致する。 『絵鈔』 に「北条相模守貞時」とあり また、手にした可能性はあろう。故にこの記述が『尺素往来』 或いはいずれかの書からの引用である可能性もあり、実際のところは未詳。安永二年 (一七 類似の文言が『和漢音釈書言字考節用集』(以下『書字考』)に存在する。「独清軒」に から直接に得た情報であるこ の著者関牛が 『絵鈔』が『古今 『三才図会』 『尺素往 の玄

跋

[庭訓臆断]

(中野安雄著、

静嘉堂文庫藏、写本) には「日本人物志曰」として、右に紹介した『古今人物

の記述がそのまま引用してあり、 「書言文字考に、 関牛もまた、『三才図会』や『書字考』、そしていずれか未詳のその他の書などを参照して『絵鈔』 また、 安永三年 (一七七四) 序 『庭訓往来諸抄大成扶翼』 (伊勢貞丈著、 の玄

恵伝をまとめたのであろうと推測する。

転化したものかと推測する。その玄恵伝は『古今人物史』と近似し、異なるのは後半の号に掛かる部分であり、 養があり、導師は鎌倉将軍藤原頼経の息源恵僧正である (小著九○頁)。また、『古今人物史』や『三才図会』に ところで、『三才図会』が記す最勝園寺建立の導師となったとするこの記述は誤りで、この年、 「健軒」 の号は、 典拠不明ながら、 寛文五年 (一六六五) 林鵞峰編『本朝一人一首』(巻之七) の玄恵伝から 最勝園 一寺の供

玄恵自号?洗心子;又号?健叟;軒号。曰.独清,或´曰 (;)玄恵,初\*読;温公通鑑

百年余り後の『絵鈔』に於いて新たな玄恵法印伝が作られたようである。 伝分明ならす」とあり、また、「何れの書にも見あたり侍らね八」とその伝記資料探索に苦慮していたが、以来 れた玄恵法印伝は誠に具体的である。「四」に取り上げた元禄十五年 (一七〇二) 刊の『諺解大成』には「玄恵本 なことながら「六月十日」の典拠は未詳。 の「号健叟軒号」の当たりを誤写したのではないだろうか。また、『書字考』が記す卒年の「観応元年」 とある ("新日本古典文学大系፡3』四〇八頁)。 "古今人物史』の玄恵伝は、"本朝一人一首』 史実は三月二日である (小著一〇三頁)。ともあれ本書 を参照し、 その際にこ は確か

帝時代の人物で観応元年に死亡した」とする。 本書の作者説は、 雲形内の一文を要約して「庭訓往来は玄恵法印の作であり、その玄恵法印は、 後醍醐

# 『庭訓往来具注鈔』天保五年 (一八三四) 刊 \_ 巻 冊 大本 蔀関牛著

べられ、 屋用教科書版であったと断定してよかろう」と評価された (注4図4石川松太郎氏文献三五二頁)。 となく平易を旨とし、当時の子どもにとって、わかりやすく興味のもてる注釈本となったことは疑いない」と述 往来捷註』と本書『具注鈔』であるとされる。更に、氏は『具注鈔』について「難渋・難解な語彙を使用するこ に「先生姓八蔀名八徳風字八子偃楊斎と号す」とある。石川松太郎氏によれば 見返には「京攝書肆 本書の内題は「庭訓徃来具注鈔」(以下『具注鈔』)、外題および見返に『鸞庭訓徃来具注鈔全』とあり、 理解の届く注釈本が求められ、それに応じて編まれたものの代表的なもの」が「五」に取り上げた 本書は「六」に取り上げた『絵鈔』と同じ蔀関牛の著作である。巻末に黒田庸行の「附言」があり、そこ 本書の作者説は、 また、「かくて本書は、一言にして、『庭訓往来』の近世板であり、 五書堂合梓」とあるも裏見返には、発兌書肆として名古屋の永楽屋東四郎を筆頭に六者が 一枚目表の内題の後にある「題言」から知ることができる。 庶民板であり、 「当時の庶民の子どもに興味をお したがってまた寺子

#### 題言

とを混雑せり。 曰庭訓徃来八玄恵法印の作に八あらじ、其故ハ此文の全躰を考へ見るに公家全盛の風と足利至隆の風 然るに玄恵八観応元年に卒したれバ、いまだ足利家の繁昌八知るべからず。 是を以察すべし

ら図を改めしが今又此編の催にそゝのかされけれバ、いと覚束なき所作ながら同じく八注釈をも校正し彼闕 略をも具に補ハヾやと数部の引書もてひたすらに参考し、且一章ごとに其文意を訳して児童独学の便ならし 教えんため殊に巧ミて作れるにや。よくも心をこめてつゞれるものにこそ。されど時移りて八事の弁へがた めんことを欲し直に具注鈔とハ名けぬ。然れども猶説き損ひつる所もありなん。博洽の君子幸に補正し給へ れ闕略多く僻説杜撰交にして全く是ぞと思ふ書なし。さるからに予、先年絵鈔一部をものせしにそこらこゝ き品も多く出来にけれバ注書絵鈔の類追々に数超て今ハ中々に書名をも覚へ分ぬほどになりぬれど、かれこ

天保三年壬辰春二月

かし

浪華画士 関牛蔀徳風撰

冒頭の二行は明らかに「五」に取り上げた 捷註 (寛政十二年 (一八〇〇) 七月刊) の「題捷註」 を要約したも

のである。「題捷註」には次のようにある。

先生 (平丘) 此書をもて玄恵が名を借、 後世の作為する所とす。其謂如何となれは、公家全盛の風と足利至

隆の風とを混雑したり。玄恵如何ぞ、足利家の盛なるを見るに及ばん。

記していたように玄恵法印の卒年が観応元年であることを承知していた。故に、 捷註 に玄恵法印の卒年は特に記してはないが、 本書 『具注鈔』の著者関牛は、 観応元年はまだ「足利家の繁昌」 先年の著「六」 の 『絵鈔』に

それにも関わらず『具注鈔』に於いて関牛は自作のその「玄恵法印伝」に全く触れることはない。そしてまた、 うに『絵鈔』に記された玄恵法印伝は具体的で、稿者は「新たな玄恵法印伝が作られたようである」と述べた。 次のように述べて「庭訓往来玄恵法印作」を明確に否定したのである。一丁表書名「庭訓徃来」の「上層」(「凡 を著すことはあり得ないとする『捷註』の主張を「尤もさもと思しき所あれど」と認めたのである。先に見たよ の時代ではあり得ず、この年に死亡した玄恵法印が「公家全盛の風と足利至隆の風とを混雑」した 『庭訓往来』

例」に愚按を上層に小書すとある) に

引用文の箇所のみであり、関牛は、見事に平丘の「玄恵が名を借、後世の作為する所とす」との説を受け継いだ 去ることができず、解題で玄恵法印に触れていた。それに対し、『具注鈔』で玄恵法印の名が存在するのは右の 玄恵法印、禁裏に召れ庭中にて此書を作られしかバ庭訓徃来と名け給ふといふ説八然るべからず。 『捷註』の著者平丘は、玄恵法印作を否定しながらも、伝統的に継承されてきた「玄恵法印伝」を捨て 本書の作者説は「庭訓往来の作者は未詳」と言うことになろう。

『庭訓往来講釈』 弘化二年 (一八四五) 十二月刊 巻一冊 中本 渓斎善次郎著

あろう女性が墨を刷り幼童が「庭訓」と大書し、上部には楷書体と行書体の手習いが数枚下がり、書き初めの図 くは玄恵法印と思われる人物の御進講の図があり、上部の雲形の中に解題を記す。その裏にも図があり、母親で 内題「庭訓徃来」(以下『講釈:)。見返と一枚目の表を用いて見開き状に、玄恵法印との断りは無いもののおそら 家蔵本の題簽は上部が欠損しているが残りの部分から「庭訓往来講釈 完」と読むことができる。 図8参照。

IJ 明らかながら本書は、玄恵法印の坐す位置を変え、或いは机上の書物を冊子体から巻物に換えなど工夫の跡が見 れているとおり (注1010吉井氏文献七八頁)、本文の区切りの位置は『具注鈔』そのままであり、 本文と割注は行書体、各状の末に文意がある。鼇頭には本文より選定した語意を図解したものすなわち絵抄があ て取れる。本書の版面は、 (背景に鏡餅有り) である。 御進講の図様は、「六」 に取り上げた『絵鈔』 図によっては語釈がある。本書は、 四周単辺、 本欄と鼇頭とに分かれ、本欄は一面六行の界線が引かれ、『庭訓往来』 『具注鈔』の流れを汲む注釈本の本欄をそのまま借用していると指摘さ の構図を意識したものであることは 割注もほぼ同

一月往状 (最初の割注)

一例を紹介する。

富貴万福猶以幸甚々々ハ限なき愛度義を述て祝ひたる詞文意(陰刻で記す)春をむかへて八まづ其歳の 春)始八即 歳 首也 

恵方に向ひめでたく新年を賀すとなり

富貴万福猶以幸甚々々八先方を愛たく祝ひたる詞なり 春始八即 歳 首也 貴方ト八年徳を指す是一歳中有徳の方にして俗に恵方とも明の方ともいふ

文意 ((一月往状末に有り、 

(以下省略

目瞭然、 『講釈』 の割注は、『具注鈔』 をそのままに借用したものであり、 異なるのは二つ目の「富貴万福」 の

講釈』 ててある。 文末だけである。 絵抄の語意選定を行い、 いものはなく、踏襲が続いた。 い版面構成と絵を付ける語意の選定は、 れている。「三」に取り上げた『図賛』は、『庭訓往来』の最初の絵抄版本であることに加えて、その完成度の高 させたかのようである。 鼇頭に絵抄を置いた本書の形態は、あたかも蔀関牛の『絵抄』と『具注鈔』という二つの著述に倣い両書を合体 夫であろう。文意の内容は、『具注鈔』の格段ごとの文意を借用しながら文言に多少の工夫を見せて一文に仕立 き、文意の始まりに陰刻で「文意」とある。これも『具注鈔』に倣ってのことであろうが、横書きにしたのは工 に付けて、空いた鼇頭に絵抄があり、この点が『具注鈔』との違いである。 示してある。文意は「文意」と陰刻で示し、一目で分かるようにしてある。 本文に対して楷書体に読み仮名を付けたものを鼇頭に示し、更に本文を区切り段落ごとにその文意を割注の後に 三角形を付けて始まりが目に付くようにしたのは黒丸に倣ってのことであろう。また、『具注鈔』は、 であろう。本書は、 注について「一応の語意を述べるにすぎない」との見方があるものの (注4図4石川謙氏文献七九頁) それは誤解 体の精査が終わっていないけれども両書の割注の相違は、この一例に見る程度に過ぎないようである。 の ともあれ、 「異なった視点」を具体的に知るために『図賛』、『絵鈔』、『講釈』が絵抄として選定した語意を一月 本書は 『具注鈔』より割注を借用しただけで無く、版面の作り方も学んだようで、語釈の文頭に黒 本書の版面の作り方と注釈が『具注鈔』に深く依存していることは明らかである。 このように本書は先行書に大きく依存してはいるが、実は、 図賛 『具注鈔』 それが の影響より遂に抜け出したと評価されているのである (注10吉井氏文献七八頁)。 の大本に対して中本であることから割注の短文化を心掛けたのであろう。 『講釈』に至ってようやく影響から脱却し、 その後の絵抄本に影響を及ぼし、 絵抄本で『図賛』 一方の『講釈』 各状の終わりにはその状の文意を置 図賛。 **鼇頭に置い** とは異なった視点で Ιţ の影響を受けていな 読み仮名を本文 た絵抄は評価さ 本書の割 行書体の

往状を例として次に掲出する。

### 一月往状

絵鈔 図賛 朝拝 朝拝 子日遊 子日遊 楊弓 楊弓 雀小弓 雀小弓 笠懸 笠懸 小串 小串 草鹿 草鹿 円物 円物 三々九手夾 三々九手夾 八的 八的

八的騎馬 春始向貴方 尋常の射手 朝拝 子日御遊 其芸一切我物 楊弓 雀小弓 上手下手 笠懸 富貴万福 草鹿小串 谷に栖鴬 円物鴈的 三々九手夾 八的

頁)、本書の注釈を『具注鈔』に頼っていることから、渓斎は、注釈よりも絵に力を発揮したようである。 同様、本文の中の語彙選定に於いても「異なった視点」が見られるのか、その点を見極めるまでの調査は及ばな や『絵鈔』には存在しない語釈や文意の中からの語彙選定が多いことによって生じたものか、『図賛』 貴方」は本文中の語彙であるものの、その他は、語釈や文意の語彙である。本書の「異なった視点」が、 の語彙を全て採り入れた上で独自の語彙も複数存在する。『講釈』にのみ存在する語彙のうち、 さて、本書の作者説は、 著者の渓斎善次郎が描いた本書の絵は「著しく近世化している」と評されているが (上述石川氏文献同 の影響下にある『絵鈔』 口絵の雲形の中に記された次の一文によって知ることができる。 の選定語彙は 『図賛』と全く同じである。それに対して『講釈』 最初の には ゃ 図賛

北の小路玄慧法印八、 元元年鎌倉に最勝寺を建立の時、 初 儒家二して北畠姓也。 玄慧をして導師となさしむ故に暫く爰に住す。玄恵八素より僧律を以て専 中頃、 天台宗に帰して僧となる。 平貞時、 其機量を知て乾

IJ

行る。 とせざれバ辞して復還俗す。身終る迄無髪二して自洗心子ト号し、 亦童蒙の便ならしめん為に庭訓徃来を作れり。叡覧を得て都鄙に博く渉れり。書名八論語の文によれ 亦健軒と称す。著所太平記四十一巻世二

の文章からは不明である。 である。よって『講釈』の作者説は、「玄恵法印作」である。しかし、その時代をいつと理解していたのか、こ であろうか。いずれかは未詳。右の文章は、『庭訓往来』の作者が玄恵法印であることを前提とした玄恵法印伝 著者自身の知識を加えたものと考えられるが、或いは『絵鈔』に依りながら何か他のものも参照してまとめたの 致する。『三才図会』に見当たらない「北畠姓」や「四十一巻」また「書名八論語の文によれり」等の文言は この文章は明らかに「六」で紹介した『三才図会』に基づいていると思われる。「玄慧」・「玄恵」 の表記まで一

印の名を持ち上げ、 加えて、 ずである。それにも関わらず従来の説が復活しているのは、玄恵法印説が揺るぎない存在であったからであろう。 あるもののほぼ同文で取り込んである。左記に紹介する。 いては上に見たとおりである。故に本書の著者は、『具注鈔』に於いて玄恵法印説が否定されたことは承知のは 玄恵法印説を否定したことは「七」に述べたとおりである。本書『講釈』が『具注鈔』を参考としている点につ ところで、天保五年 (一八三四) 刊行の『具注鈔』が『捷註』 講釈』 本書は「当時の粗本廉売を狙った中本仕立の版本」(上述吉井氏文献同頁) であることから、著者玄恵法 の玄恵法印伝は、嘉永五年 (一八五二) 刊の『庭訓往来諺解』(以下『諺解』) に文言の違いは多少 。 絵鈔 同様の華々しい口絵を描きたかったのかも知れないとは稿者の憶測である。 の説を承けて 『庭訓往来』 の作者とされてきた

庭訓往来諺解 (頭書絵入り、 刊記「嘉永五子歳孟秋新刻/東都書肆甘泉堂和泉屋市兵衛版」)

十一巻大に行はれて其博識以て世に知る所なり。将童蒙に便ならしめん為に庭訓往来を作れり。 て専とせざれバ辞して復還俗す。身終るまで無髪にして自ら洗心子と号し、亦健軒と称す。著所の太平記四 といひしより此書を庭訓徃来と八号しものならんとぞ。 て珍重す。 元元年相州鎌倉に最勝園寺建立の時玄恵をして導師となさしむ故に暫爰に住す。素より玄恵八僧律の事を以 北小路玄恵法印八、 庭訓と云八論語に孔子庭に立て詩礼を問、 初、儒家にして北畠姓なり。中頃、天台宗に帰して僧となる。平の貞時其識量を知て乾 伯魚に示し給ひしこと有を以て童蒙に教諭するを庭訓 都鄙に渉り

た表現の「以」博識聞」于世「」の一文が存在する。また、上に見た『講釈』との違いの語彙に は見当たらない。この部分の基になったのはおそらく「六」で紹介した『三才図会』であろう。そこには類似し になっていることは明らかである。しかし、『諺解』にある「其博識以て世に知る所なり」の部分は に対して「都鄙に渉りて珍重す」等と表現に多少の違いを見せたりの工夫は見られるものの を変え、「亦童蒙の便ならしめん為に」に対して「将童蒙に便ならしめん為に」、「叡覧を得て都鄙に博く渉れり」 冒頭の 「識量」と類似の語彙に変え、「玄恵八素より僧律を以て」に対して「素より玄恵八僧律の事を以て」と語順 どおり「最勝園寺」とある。よって『諺解』 この「識量」も『三才図会』に存在する語彙である。更に『講釈』に「最勝寺」とあるのに対して『三才図 「北小路玄恵法印八」以下「都鄙に渉りて珍重す」までを見ると先の『講釈』 の著者 (巻頭に「北峰成識」 の識語、 の 山崎美成であろう)は、 機量」 『講釈』の文章が基 「識量」を挙げた に対して

才図会』は参照したであろうと推測する。

『講釈』を参照したことは、

全体の近似だけで無く、

『諺解』

けられたことであろう。 した背景に白く象られた玄恵法印の坐像が添えてあり『庭訓往来』の作者としての玄恵法印が読者に強く印象づ 初 儒家にして北畠姓なり」とあるのに対して『三才図会』 の記述そのままであることからも明らかである。 『諺解』の玄恵法印伝が記された面の一角には、黒々と 『講釈』で復活した玄恵法印作がここに再び継承されたのである。 には「北畠姓」 の文言は存在せず、この一文が

## おわりに

平丘の説は極めて論理的であり、その説は、幸いに天保五年(-八三四)刊の『具注鈔』に引き継がれた。 てきた玄恵法印作を否定したのであった。『庭訓往来』の中身が玄恵法印の在世時代にそぐわない点を指摘した 苦慮していたが、玄恵法印作が否定されることはなかった。平丘は、内容にそぐわないとして伝統的に継承され 法印が作者であるはずはないと言うものであった。「二」に取り上げた『新撰庭訓抄』の書入注 に依って玄恵法印作が否定されながらも近代まで玄恵法印作が消えずに来たことである。平丘の主張は、 新情報・資料を用いていることであり、また、「五」に取り上げた寛政十二年 (一八〇〇) 刊『捷註』の中で平丘 定には十分な配慮が必要であったことである。不十分な調査ながら明らかになったことは、各書がその時々の最 各本の説明に誌面の多くを費やしてしまったのは反省点である。それ以上の反省点は、辿るからには調査本の選 江戸時代出版の には公家全盛の風と足利至隆の風とが混雑している故に、未だ足利至隆にはない観応元年に死亡した玄恵 『庭訓往来』 『庭訓往来』注釈書が作者についてどのように解説しているのかを辿ってきた。それにしては の中に禅宗に関する記述があり、禅宗伝来の時代と玄恵法印とを如何に結びつけるかに 5で見たよう しか

て或いは別の軌跡が描けたかと思うものの、玄恵法印作説が近代まで続いたことを考えれば、 要因は、 であっても平丘説は埋もれ、玄恵法印作説が復活し、継承されたという軌跡に変わりはないのであろう。復活の 跡は、今回の十分ではなかった調査本からの結論であり、調査本を吟味し、また、調査の範囲を広げることによっ その後、この説は埋もれてしまったのか、玄恵法印作説は復活し、 '『庭訓往来』 例えば 「六」に紹介した事典類、 注釈書の著者に影響を及ぼしたのであろうと推測する (小著二三一頁、二三二頁)。 また、その事典類に記された「玄恵法印著太平記」に関連した芸能な 継承された。玄恵法印作説を廻るこの軌 たとい調査が十分

#### 注

- (1)『庭訓往来註』が古活字版を踏襲したものである点については先の小稿 (『寛永八年版『庭訓往来註』について」『中京 げる書名の表記は、注2・注10の吉井始子氏の文献に準じた。 て元のままとしたものもある。句読点は私意。 「庭訓徃来」とあっても行論に関わらない限り「庭訓往来」で統一した。書名・引用文は現行字体に改め、 大学文学部紀要』第五十四巻第二号、二〇二〇年三月) で触れた。なお、以下、「庭訓往来」の表記は注釈書も含めて 傍訓は一部を残して省略し、竪点は全て省略した。また、小稿で取り上 必要に応じ
- 2 「庭訓往来の研究 (その一) 注釈本系版本について」"東京家政学院大学紀要』第四号、一九六四年一二月
- (3) 東京家政学院大学附属図書館編集・発行、一九九七年。
- (4)「寛永八年板系統」の諸本を家蔵本で紹介する。この五点の本は、 らの本に依って版面の変化をみることができよう。 長谷川端氏旧蔵本である。 後掲図1~5参照

図1寛永八年 (一六三一) 八月刊『庭訓往来註』 上下二巻二冊

大本

を繰り返す。 題簽不明、 全て楷書体。上巻四十九丁、下巻五十五丁。五十五丁裏中央に「寛永八年月吉辰日」と刊記。出版者名無し。 内題「庭訓徃来註上 (下)」、版心「庭訓抄上 (下)」、全体の構成は上巻巻頭の序文の後、 注は本文に対してやや小さめの文字、傍訓は片仮名、注は片仮名交じり文。各施注語の頭に丸印を付す。 各状毎に本文・注

図2慶安二年 (一六四九) 二月刊『庭訓往来註』 上中下三巻三冊 家蔵本は改装一冊合本

仮名。注は片仮名交じり文。全て楷書体。当初の持ち主のものであろうか、下巻四十一丁裏と裏見返に書き付け。 謙氏編『日本教科書大系第三巻古往来 (三)』一八四頁、講談社、一九六八年、参照本は一九七八年第三刷)。傍訓は片 いる。この割注形式は本書から始まる。本文の区切りは寛永八年版の丸印を打った施註語を目安としている。本文部分 本書は、寛永八年版に較べて本文の文字が非常に大きく、その本文を所々区切って、その間に細字二行で注が書かれて 文字錯乱而/理義難通仍訂正於旧本以重鏤于/新梓焉云/慶安二㌔歳中陽吉辰/二條通松屋町/山屋治右衛門刊行」。 のみ。上巻序一枚・五十四丁、中巻三十一丁、下巻四十一丁。四十一丁表尾題の後に跋文と刊記「比来庭訓抄雖行于世 内題「庭訓徃来蛸 (蝉・臂)」、「蛸」と割書、版心一枚目「庭訓抄」序」、二枚目以降「庭訓抄 一面七行十一字詩。「寛永八年板にくらべて、本文の文字を二倍以上に拡大し、割註の字を二分の一以下に縮小」(石川 巻上 (中・下)」、下部魚尾

図 3 刊年不明『庭訓往来註』 上下二巻二冊 家蔵本は改装一冊合本 大本

序として一枚・(初・二〜卅二) 三十二丁、下巻 (初・二〜四十一) 四十一丁。石川謙氏は、 字の大きさを縮小した点で、匡郭の大きさはほとんど変わらずに本文部分一面八行十八字詰。上下に魚尾、丁数は上巻 してある点、本文の区切りの位置、傍訓は片仮名、注は片仮名交じり文、全文楷書体等全て同じである。 訓抄二冊」とあるのは本書のことであろうか。本書は、慶安二年版の版面作りを継承していて内題の「註上」を割書に 内題「庭訓徃来≒ (쁚・Ё)」、版心「庭訓抄」。裏見返に「めときや宗八板」として出版物二十七点を掲載。その中に「庭 しながら本文の字形のあまりに大きすぎるのを調整していくらか小形にした最初のものとして承応四年版を挙げられた (図2石川氏文献一八五頁)。その承応四年版と同じ板下を用いたのが明暦元年 (一六五五) 林鐘 (六月) 出版のもので 慶安二年版の形式を継承 異なるのは文

3の三点は注釈文が片仮名交じりで書かれていることから片仮名抄と称される。 序文が存在することから吉井氏紹介の刊年不明版ではないが、おそらく明暦版系統のものであろう。なお、 のを紹介された (注2の文献二二頁)。図3の本書は、行数・字詰・丁数等の書誌はこの明暦版と一致する。しかし、 黄鐘版と同じ板下を用い序文を取り除いた刊年不明のもの、おそらくは明暦版よりは大分下った頃の刊行と考えられも ある。吉井氏は、この林鐘版、そして林鐘版の覆刻本と考えられる同年黄鏡 (黄鐘・一一月) 出版のもの、また、この 本書の出版年は不明ながら次掲の平仮 図 1 · 2

図4万治二年(一六五九)四月刊『庭訓往来抄』 上中下三巻三冊 大木

ではなく、作文教科書としての役目に重点を置き換えたためとみる (前掲図2石川氏文献一八七頁)。 石川氏は読本 (「習字手本としてのみでなく、本文を構成する文字のひとつひとつについて、 同じながら書き出しに多少の違いが見られる箇所もある。図3と図4の内題のある版面参照。 れまで楷書体であったが本書は本文・割注共に行書体。注の内容は前掲本と変わらないものの割注を入れるための本文 る最初のものである (石川謙氏編『日本教科書大系 て傍訓は平仮名、割注は平仮名交じり文。付訓の数は前掲本にも増して総振り仮名に近い。平仮名抄として刊年の分か 丁の丁付「卅一終」。表で本文が終わり尾題は存在せず、余白に極めて大きく「萬治二稔四月吉旦」と刊記。出版者不 無いものの綴じ糸がほつれ表紙の傷みが大きい。上巻序一枚・四十六丁表まで、中巻二十四丁、下巻三十一丁。三十一 題簽「鱖庭訓抄上 (中・下)」。内題「庭訓徃来抄上 (中・下)」。版心「庭 (魚尾) 上 (丁付) 魚尾」。家蔵本は、 としたもの」石川松太郎校注『庭訓往来』三四五頁、 の区切りは、明暦版より少ない。すなわち割注が入るまでの本文が長い。本書と前掲書図3の一月往状を比較したとこ - 本書は表紙の資質など安価な印象。内題がこれまでの「庭訓徃来註」から「庭訓徃来抄」と変わり、用字も変化し 図3は施注語を区分の目安としてあり、本書は、本文の句読点を打つ位置を目安としている。よって割注の内容は 東洋文庫二四二、平凡社、 往来編別巻 往来物系譜』講談社一九七〇年七三頁)。また、こ 一九七三年、 その読みを学習させよう 本書のこの変化について 引用は七九年版) として

図5刊年不明『庭訓往来抄』

三巻三冊

大本

家蔵本は裏打ち改装

二年五月に読本系の『庭訓往来』が松会より出版されている。この本の片点及び平仮名の総振り仮名は最初かとされる 体であり、続く「ひ」の字形が異なるなどである。本の大きさ紙質などから図4よりは上等本と思われる。なお、 よりも少ない。しかし、文の区切り箇所は同じであり、注釈文も同じである。但し、仮名表記にわずかな違いが見られ 周単辺の匡郭内は縦二十二・三糎で図4の四周双辺の二十・八糎よりも一・五糎ほど大きく、よって各冊の丁数が図4 形・平仮名抄・行書体・全体の雰囲気等図4と極めて似ているが別版である。本の大きさが縦一・三糎ほど大きく、四 丁、下巻二十五丁。尾題が存在しない点は図4に同じ。巻末二十五丁表左隅に「松會開板」とある。本書は、題簽の字 題簽「鱖庭訓抄上 (中・下)」内題「庭訓徃来抄上 (中・下)」「丁数上巻三十八丁 (丁付は破損不明有り)、中巻二十一 (図4石川氏文献六四頁)。 例えば図5の序文の一行末「宗とすひそ」とある「す」は「須」の草書体、図4の同箇所の「す」は 「寸」の草書 、万治

- (5)「真名抄」は、『庭訓往来』の本文を適宜区切り、割注を漢文体で施した注釈書。 は流布していた。注 (4) 図2石川氏文献に一伝本の翻刻所収 著者、 成立年代未詳。 室町時代末期に
- (7) 注(4) 図4 11川兼氏文献一〇一頁、図4石川松太郎氏文献三五三頁。(6)注(4)図2石川謙氏文献二〇一頁、図4石川松太郎氏文献三五三頁。
- (7) 注 (4) 図4石川謙氏文献八一頁。
- (8)「新撰庭訓抄について についての吉井氏の研究の引用は全て当論文に依る。 付録・新撰庭訓抄 (翻刻)」『東京家政学院大学紀要』第一二号、一九七二年一二月。
- (9)「序末書入注」 は「英」の崩しと判断し、振り仮名は「きえイ」と判断するも、なお、迷いが残る。 ら「真名抄」の諸伝本に本注と同様の注記が存在し、それらに依ればこの箇所は「耆英」である。今、仮に原文の字形 吉井氏は判読不明として「耆)」と表示され、振り仮名は「きはく」と読まれた。稿者も原文の文字の判読は困難なが 2「趨」の傍訓を吉井氏は「きらつて」と読まれたが「八しつて」と判断。 3 「耆英」について。

(11) 稿者著『玄恵法印研究』事跡と伝承』(新典社研究叢書一九二、二〇〇八年) 一六三頁。以下「小著 (10)「庭訓往来の研究 (その二) 繪抄本系版本について」五五頁。"東京家政学院大学紀要』第五号 一九六五年一二月 頁 は本書の

頁を示す。

12 内田武志氏・宮本常一氏編『菅江真澄全集 ては延宝六年 (一六七八) 刊『延宝伝燈録』所収「京兆南禅通翁鏡円国師」に収載 のであったかを知ることができると思われるので、長文ながら引用させていただき、紹介する。引用文中の宗論につい に関わる記述が続く。ここに記された玄恵法印の伝承は、複数の伝承を集めたようである。 第四巻』(未来社、一九七三年) 二三七頁。なお、 当時の伝承がどのようなも 引用文の後に玄恵法印

『菅江真澄全集》第四巻。二二七頁

せられたるよし、昌黎赴潮州といふ長篇のくしぞ有ける。大和の多武峰の寿栄法師は玄恵法印の弟子にて、是も『太平 がため、美濃の国土岐伯耆十郎頼貞、多治見次郎国長など集居て無礼講を催れたり。 からにして、皇都に生れし人たり。『太平記』の三四五六七八九十の巻を編り。後醍醐帝の御代の人なり。姓は藤原に 等に会て、隠謀、ならびに六波羅のほろびたる事どもをしるされたり。主上叡感のあまり、玄恵に三品をたまひて僧都 北畠の玄恵に叡慮のおもむきをのべられければ、玄恵、義貞にかたらひて鎌倉の滅亡の事をしるし、つぎに尊氏、直義 のとしならん、二條の馬場殿にして御遊ありて、義貞にみことのりありて日を経てのちに、万里小路藤房卿勅を承りて、 ければ、後醍醐の帝叡感のありて、此ふみの名を庭訓とたまふ。亦熊谷状をもかけりとか。光明院 (一三三四~三八) のち都に至り比叡山にまねびぬ。文保元亨のころ、うゐまなびする児のために書を作れり。もんじやうことさらめでた と」おもふに、さすらへの君などの子にてやあらんか。家は藤原たり。ふみはらはのむかしは本山日積寺にまねびて、 北平沢の浦におしならびて、北畠といふがいとふりたる名なり。こゝにいひ伝ふ、「玄慧法印はこの北畠の浦に生れし して、そのころ比叡山に三上綱ありし、玄恵はそがなかのひとりなりき。資朝卿、ひめとひめたるあがむねをあかさん になしたまひしとなん [天註 ある書にいふ、北畠玄恵法師は、『元亨釈書』をあらはしける東福寺の虎関禅師のはら 此とき玄慧法印にその文談をかゝ

野に行ける。そのありさまを見る人哀を促しける。此日即大徳寺草創の勅下あり。後醍醐天皇の勅願寺也。玄恵法印 携来て面前に置、語末発超侍者問曰、是何者ぞ。僧正曰、是乾坤の箱。 疑擬す。超侍者挙払子その座を追立為下部、其名を宗叡と呼たり。玄恵法印赤面して座に跪く。次に三井寺の僧正箱を 徳寺妙超侍者払杖を取て簾前に進て三拝し、向竜顔謹て奏して曰、今日の宗論以一言理すべし、負る者は下部たるべし。 記 を着て磬を打て住雖、然世の智人文者なれば尊氏卿の舎弟直義朝臣の寵に仍て、紫野を出て洛中に徘徊す。このとき 『太平記』を編せり。されど此一行を不書には宗論に負たるより其恥辱はなはだ重し。久しく大徳寺に擒となりて白袴 不及答話口啡々として僧正去ぬ。即下部として其名を宗円と号す。帝前に約諾せし上は辞するに不及、二人輿を舁き紫 あり。于時玄恵法印殿中に進出問曰、如何是教外別伝。ときに超侍者答曰、八角磨盤空裎に走る。玄恵法印此語を不会 『太平記』を編綴すといへり]。玄恵法印こゝの生れしいはれこそしらね、旧にし浦とおぼゆ。 のもれたるを書そふ。六人の作者のひとりなり。元弘三年癸酉正月廿一日八宗の僧侶蒙勅定清涼殿に候す。紫埜大 | 叡聞ましまして八宗に制示を加へたまへば、三千の僧侶白州に蹲て各礼諾す。先天台と禅宗と可宗論旨勅下 侍者柱杖を以撃砕して云、乾坤打破の時如何。

- 13 注 (11) の小著一七九頁『日本古今人物史』の誤植を訂正する。(誤) 然無而終身 (正) 然無髪而終身
- (4) 元禄十五年 (一七〇二) 刊『諺解大成』に「何れの書にも見あたり侍らね八」とあることから『諺解大成』 は、寛文九年 (一六六九) 刊『古今人物史』を見ていないのであろう。このことから『絵鈔』の著者も『古今人物史』 の著者永井
- <u>15</u> 石川氏は、注 (4) 図4の文献に於いて『講釈』 者は、当図が 『絵鈔』の図を意識していると理解して『絵鈔』同様に当図も御進講の図と解釈した。吉井氏も御進講の の図を「玄恵が庭訓往来を献上する図」と解釈された (七九頁)。稿

を見ていない可能性は高く、『絵鈔』の参照本が『古今人物史』ではなく、『三才図会』であると考える。

16 明治十九年刊『大日本人名辞書』 ていない『庭訓往来』を著作として記述。当時、玄恵法印が『庭訓往来』の作者として如何に著名であったかを物語っ の「ゲンヱ」の項は、『大日本史』に依拠している。 しかし、 『大日本史』には記され

注10文献三一頁

井簡治が「庭訓往来の作者は、古くより玄慧法師の作といひ伝えたり、されどたしかなる拠あるにあらず」と記したも のの、この説は気づかれなかったのか、その後も「庭訓往来作者未詳」には至らなかった。 ていよう (小著二三二頁)。その後、明治三十六年に『庭訓往来諸抄大成』が出版され、その「例言」に於いて著者松



図1-1 寛永八年刊 表紙



図 1 - 2 上巻巻頭 序



図 1 - 3 上巻 内題



図 1 - 4 下巻 刊記



図 2-1 慶安二年刊 表紙 (改装)



図 2-2 上巻巻頭 序



図 2-3 上巻 内題



図 2-4 下巻 刊記



図 3-1 刊年不明 表紙 (改装)



図 3-2 上巻巻頭 序



図 3-3 上巻 内題



図 3-4 下巻巻末



図 4-1 万治二年刊 表紙



図 4-2 上巻巻頭 序



図 4-3 上巻 内題



図 4-4 下巻 刊記



図 5-1 刊年不明 表紙



図 5-2 上巻巻頭 序



図 5-3 上巻 内題



図 5-4 下巻巻末



図 6 庭訓往来図賛一丁裏の図



図 7-1 庭訓往来絵鈔 表紙



図 7-2 口絵



図 7-3 刊記



図 8-1 庭訓往来講釈 表紙



図 8-2 口絵

付記

賜りまして重ねて感謝申し上げます。国文学研究資料館並びに早稲田大学図書館公開の画像より部分的ながら引用紹介に利 長谷川端先生 (中京大学名誉教授) には貴重な書籍を多数御恵与賜りまして衷心より感謝申し上げます。また、御助言も

用させて戴きました。御礼申し上げます。